

元気!長生き!



太陽生命

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

しおり約款閲覧コード

1002240401

無配当無選択型医療保険（無解約払戻金型）（13）

太陽生命の やさしい保険

ご契約のしおり・約款



2024年4月版

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認くださいませようお願いいたします。

- ◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは、「[太陽生命保険株式会社](#)」を、「支社」とあるのは「[太陽生命支社](#)」を、また「本社」とあるのは「[太陽生命本社](#)」をさします。
- ◆約款（特約条項）の正式名称には「無配当」、「（無解約払戻金型）」および「(13)」の数字などがありますが、当冊子においては読みやすさを考慮し、一部において記載を省略しております。

お願い

「契約のご確認」にお伺いする場合がございます。

このたびは、当社の保険商品にお申込みいただきありがとうございます。

後日当社で委託した専門の業務士（株）審調社等がご自宅等にお伺いさせていただきます、お申込みいただきましたご契約の申込内容等について、確認させていただく場合がございます。

なお、業務士等は「業務士証明書」、「名刺」または「あいさつ状」を携行しております。
その節は、ご協力の程お願い申し上げます。

「契約のご確認」訪問について

1. 確認内容は、ご契約の同意、お申込み手続き画面等の自署、「ご契約のしおり・約款」のお受け取り等についての確認となります。通常、被保険者への確認となりますが、ご契約者に確認させていただくこともあります。
2. 被保険者・ご契約者が未成年者の場合は、法定代理人（親権者・後見人）に確認します。
3. 事前にお電話で訪問日を確認のうえ訪問します。
4. お申込みいただいてから、1ヵ月後位にお伺いすることもあります。
なお、契約確認に要する時間は約15分です。
5. ご契約によっては、年収等をお聞きすることもあります。

告知いただいた内容について、詳しくお尋ねする場合もございます。

健全な保険制度維持のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご意見・ご質問等がございましたら、もよりの支社または太陽生命本社あてにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

法人募集代理店経由でご加入の方へ

- 法人募集代理店経由でご加入された場合のお取扱いは、取扱範囲が異なるなど営業職員経由でご加入された場合と一部異なります。

また、その他にご注意いただきたい主な事項はつぎのとおりです。

- ◆責任開始期について
- ◆保険料払込時のご注意
- ◆クーリング・オフ制度

この冊子の構成

この冊子は、つぎの2つの部分から構成されています。

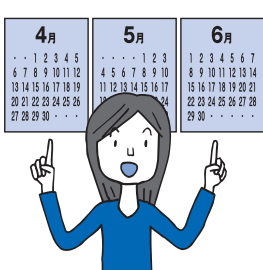
ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱などを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

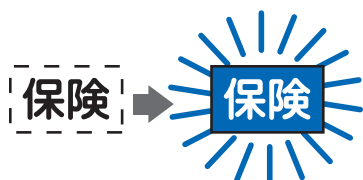
目的別もくじ

保険用語について 知りたい 主な保険用語のご説明 1 ページ 	保険の特長や しくみを知りたい 特長としくみ 8 ページ 	給付金等の 請求について知りたい 給付金・保険金などの請求 11 ページ 
どういう場合に給付金等 が支払われるか知りたい 給付金・保険金などのお支払い 16 ページ 	給付金等が支払われない 場合について知りたい 給付金・保険金などをお支払いで きない場合 28 ページ 	保障がいつから 開始するか知りたい 責任開始期について 33 ページ 
申込みを撤回したい クーリング・オフ制度（ご契約の お申込みの撤回・ご契約の解除） 37 ページ 	保険料の払込方法に ついて知りたい 保険料の払込方法について 49 ページ 	保険料の払込猶予期間と 失効について知りたい 払込猶予期間とご契約の効力につ いて 50 ページ 

効力を失った保険を もとに戻したい

効力を失ったご契約の復活について

51 ページ



保険料の負担を 減らしたい

お払い込みが困難なときの
継続方法について

51 ページ



急にお金が 必要になったとき

お金がご入用のときの
貸付制度（契約者貸付）について

53 ページ



契約を解約したい

ご解約と解約払戻金について

56 ページ



給付金等にかかる 税金について知りたい

給付金・保険金などの
税法上のお取扱い

60 ページ



ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	1
------------	---

はじめに

【1】ご契約のお申込み方法について	5
【2】この保険のお申込みにあたってのご注意点について	5
【3】新契約でご契約をお引受けできない場合について	6
【4】今回満期を迎えられたご契約を更新するに際してのご注意点について	6

特長としくみ

【1】特長としくみ	8
-----------	---

給付金・保険金などの請求

【1】給付金・保険金などの請求方法	11
【2】指定代理請求特約について	14

給付金・保険金などのお支払い

【1】主契約の保障内容	16
【2】特約の内容	24
【3】保険期間・更新	25
【4】給付金・保険金などのお支払いの際の保険料精算について	26

給付金・保険金などをお支払いできない場合

【1】給付金・保険金などをお支払いできない場合	28
【2】お支払いできない場合などの事例	30

お申込みに際して

【1】お申込みの流れ(イメージ)	32
【2】保険契約締結の「媒介」と「代理」	33
【3】当社の生命保険募集人の権限	33
【4】責任開始期について	33
【5】保険証券について	35
【6】お申込みの手続	35
【7】契約確認	35
【8】保険料払込時のご注意	35
【9】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)	37
【10】新たな保険契約への乗換えについて	39
【11】個人情報の取扱について	40
【12】本人特定事項等の確認について	41
【13】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	41

【14】当社の組織形態および株式会社の運営について	46
【15】「生命保険契約者保護機構」について	47

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について	49
【2】払込猶予期間とご契約の効力について	50
【3】効力を失ったご契約の復活について	51
【4】お払い込みが困難なときの継続方法について	51
【5】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について	53
【6】契約者配当金について	54
【7】受取人・住所などの変更や証券紛失	54
【8】ご解約と解約払戻金について	56
【9】受取人によるご契約の継続について	57

税金について

【1】生命保険料控除について	58
【2】給付金・保険金などの税法上のお取扱い	60

免責事由一覧

【1】給付金・保険金などを支払わない場合	61
----------------------------	----

全国支社一覧	101
--------------	-----

約款

無配当無選択型医療保険(無解約払戻金型)(13)普通保険約款

(この保険の趣旨)	63
1.用語の定義	63
2.会社の責任開始期	63
3.給付金の支払および免責事由	64
4.保険料の払込	69
5.保険料の前納	70
6.保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	70
7.保険契約の復活	70
8.詐欺による取消または不法取得目的による無効	70
9.告知および保険契約の解除	70
10.解約	71
11.保険契約内容の変更	71
12.払戻金	71
13.保険契約の更新	72

もくじ

14. 保険契約者の変更	72
15. 保険契約者の代表者	73
16. 保険契約者の住所または集金場所の変更	73
17. 被保険者の業務、転居および旅行	73
18. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理	73
19. 契約者配当金	73
20. 時効	73
21. 管轄裁判所	74
22. デビットカード等およびクレジットカードによる保険料等の払込	74
23. 給付金等の受取人による保険契約の存続	74
24. 情報端末による保険契約の申込に関する特則	75
25. 法令等の改正に伴う支払事由の変更	75
26. インターネットによる保険契約の申込に関する特則	75
満期祝金特則	76
指定代理請求特約	87
専用集団取扱特約	89
集団月払特別取扱特約	91
団体月払特別取扱特約	94
保険料口座振替取扱特約	97

主な保険用語のご説明

あ行

受取人 (うけとりじん)	給付金・保険金などを受け取る人をいいます。 例：入院給付金の受取人は被保険者 死亡給付金の受取人はご契約者がお申込み手続き画面または申込書で指定した方
------------------------	---

か行

解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 (かいやく)	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
給付金 (きゅうふきん)	被保険者が、病気やケガにより入院されたときまたは手術を受けられたときなどに、当社から支払われるお金のことをいいます。 例：入院給付金、手術給付金
契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月の契約日に対応する日をさします。
契約年齢 (けいやくねんれい)	被保険者の年齢は契約日時点での満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：44歳7カ月の被保険者の契約年齢は44歳となります。
契約日 (けいやくび)	通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。

さ行

失効 (しっこう)	保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、給付金・保険金等を受け取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。また失効した場合でも解約払戻金がある場合は、ご契約者は解約払戻金を請求することができます。
疾病給付責任開始日 (しっぺいきゅうふせきにんかいしび)	疾病入院給付金・疾病による手術・放射線治療給付金の保障を開始する日をいい、責任開始日から起算して90日が満了する日の翌日(91日目)となります。
指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。
自動振替貸付 (じどうふりかえかしつけ)	保険料の払込猶予期間をすぎても保険契約が効力を失わないように、猶予期間満了時に、当社が自動的に保険料をお立て替え(貸付)する制度です。

●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

さ行	
支払事由 (しはらいじゆう)	給付金・保険金などをお支払いする要件をいいます。 例：被保険者の死亡、入院、手術
主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
責任開始期・責任開始日 (せきにんかいしき・せきにんかいしび)	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、通常、責任開始日は契約日（復活の場合は復活日）となります。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の給付金・保険金などをお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から当社が積み立てておく準備金のことをいいます。

た行	
第1回保険料充当金 (だいいっかいほけんりょうじゅうとうきん)	ご契約の申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
特約 (とくやく)	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。

は行	
払込期月 (はらいこみぎげつ)	毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
被保険者 (ひほけんしゃ)	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 (ふっかつ)	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料のお払い込みが必要になります。
保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます（保険料払込期間とは一致しないこともあります）。
保険金 (ほけんきん)	被保険者の死亡などの場合に当社から支払われるお金のことをいいます。
保険証券 (ほけんしょうけん)	ご契約の入院給付金日額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度 (ほけんねんど)	契約日または毎年契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。契約日から最初の1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・といいます。
保険料 (ほけんりょう)	ご契約者から当社へお払い込みいただくお金のことをいいます。

は行	
保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
保険料払込方法 (ほけんりょうはらいこみほうほう)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の2通りがあります。払込方法（回数）には、月払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱、団体扱（給与引き去り）、送金扱などがあります。通常この2通りを組み合わせ、 「口座月払」 のような表示をします。
保険料払込猶予期間 (ほけんりょうはらいこみゆうよきかん)	払込期月内に保険料のお払い込みがない場合でも、当社の定める期間内にお払い込みいただいたときは、保険契約は有効に継続します。この期間を保険料払込猶予期間といいます。月払の場合は払込期月の翌月初日から末日までです。

ま行	
免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由が発生しても、例外として給付金・保険金などをお支払いしない事由をいいます。 例：ご契約後2年以内の自殺
満期祝金 (まんきいわいきん)	被保険者が所定の年齢まで生存されているときにお支払いするお金のことをいいます。

や行	
約款 (やっかん)	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。
予定利率 (よていりりつ)	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

はじめに

【1】ご契約のお申込み方法について

- ご契約のお申込みに際しては、つぎの2とおりの方法があります。一部の項目でそれぞれお取扱いの内容が異なる部分があります。お取扱いの異なる項目については2つに分けて記載しておりますので、該当する項目をそれぞれ必ずご覧ください。

お申込方法	新契約	更新
内容	・新たにご契約のお申込みをいただく方法です。	・ご契約いただいていた保険が満期を迎えた際、当社所定の条件のもと、引き続き同一の保険契約者・被保険者でご契約のお申込みをいただく方法です。
付加できる特則・特約	・満期祝金特則 ・指定代理請求特約	・満期祝金特則（*） ・指定代理請求特約

（*）更新前のご契約が所定の条件を満たすときに付加できます。

【2】この保険のお申込みにあたってのご注意点について

- この保険は、健康状態に不安のある方でも、健康状態・傷病歴に関する告知・医師の診査を行わずに加入することができるため、保険料が一般的な保険よりも割増しされています。
- 健康状態・傷病歴に関する告知・医師の診査を行うことにより、この保険よりも保険料が割安で保障の充実した他の保険にご加入いただける場合があります。また、通常の引受条件ではご加入いただけない場合でも、特別な条件（*）の付加またはいくつかの条件を満たすことにより、他の保険にご加入いただける場合があります。

（*）「特定の疾病・部位を不担保とする方法」または「保険料を通常より割増した水準に設定する方法」などがあります。

※被保険者の健康状態・傷病歴などによっては、他の保険にご加入いただけない場合があります。

- 原則として、疾病給付責任開始日前に発病した疾病または責任開始期（ご契約時・復活時）前に発生した不慮の事故による傷害に関する保障はありません。

※ただし、当社所定の条件を満たす場合には、給付金などをお支払いすることがあります。

- この保険のご加入にあたっては、以上の内容を十分にご理解いただいたうえで、お申込みください。

【3】新契約でご契約をお引受けできない場合について

- この保険のお申込みにあたって、被保険者の健康状態・傷病歴に関する告知・医師の診査などは不要ですが、つぎのような場合にはご契約をお引受けできません。

- ・ご契約時の被保険者の年齢が、当社所定の取扱範囲を満たさないとき
- ・給付金・保険金の金額を通算して、当社所定の取扱範囲をこえるとき
- ・過去に保険契約を解除されたことがあるとき
- ・過去に保険契約の更新を承諾されなかったことがあるとき

【4】今回満期を迎えられたご契約を更新するに際してのご注意点について

- ご契約者は、保険期間満了日の2週間前（*）までにお申し出いただくことにより、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます）に、当社所定の範囲内で更新することができます。

（*）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。

- 更新制度により最長90歳（更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が90歳を限度）まで保障されます。ただし、更新時の被保険者の年齢などによっては、90歳まで更新できないことがあります。

- 更新後のご契約についてはつぎのとおりとなります。

- 主契約・特約は更新日における約款を適用し、保険料は更新日現在の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより計算しますので、入院給付金日額等を同一とした場合、更新前に比べて保険料は高くなる場合があります（ご契約内容によっては著しく高くなることもあります）。
- 保険期間は、原則として、更新前のご契約と同一です。ただし、更新時の被保険者の年齢によっては、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。なお、その場合、更新後のご契約に満期祝金特則を付加することはできません。
- 保険契約者・被保険者は、更新前のご契約と同一となります。
- 更新前のご契約に特約・特則が付加されていた場合、原則として引き続き特約・特則も更新されます。
- 給付金額などは更新前と同一とします。ただし、あらかじめご契約者からお申し出があれば、当社所定の範囲内で、給付金額などを減額することができます。
- 入院給付金の1回の入院による支払限度の日数は、更新前と同一とします。
- 給付金等のお支払いに関して、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- 更新後の契約に待期間（90日）はありません。

- つぎの給付金については、更新前と更新後を通算して、支払限度はつぎのとおりとします。

給付金の名称	通算の支払限度
疾病入院給付金	支払日数を通算して 1,095日
災害入院給付金	支払日数を通算して 1,095日

！ご注意

- つぎのいずれかに該当する場合などは、更新することができません。
 - ・被保険者の同意が得られないとき
 - ・保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
 - ・更新日における被保険者の年齢が当社所定の範囲をこえるとき
- 上記の内容は作成月現在のものであり、今後、取扱が変更となる場合があります。

特長としくみ

【1】特長としくみ

健康状態に不安のある方でも、健康状態・傷病歴に関する告知・医師の診査を行わずにお申込みいただくことができます。

1. 販売名称

- この保険の正式名称は、無配当無選択型医療保険（無解約払戻金型）(13)です。販売にあたり「太陽生命のやさしい保険」と呼んでおります。

2. 取扱内容など

- 保障内容・保険期間などのお取扱内容は、つぎのとおりです。
なお、ご契約後に保険期間・支払限度の型などを変更することはできません。

項目	取扱内容など	
満期祝金特則の付加	無	有（＊１）
保障内容	入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金	入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金 災害死亡保険金 死亡給付金 満期祝金
保険期間	10年（＊２）	
保険料払込期間	10年（保険期間と同じ）（＊２）	
保険料払込方法	月払	
支払限度の型	60日型・90日型（＊３）	
支払限度	疾病入院給付金・災害入院給付金のそれぞれについて ●１回の入院による支払日数（注）	
	支払限度の型	支払日数
	60日型	60日
	90日型（＊３）	90日
	●通算支払日数（注）：1,095日 （注）当社所定の悪性新生物（＊４）（以下「がん」といいます）の治療を目的とする入院は、その支払日数に含めません。	

- (※1) ご契約時・更新時の年齢によって、付加できない場合があります。
- (※2) ご契約時・更新時の年齢によって異なる場合があります。
- (※3) 更新前のご契約の1回の入院による入院給付金の支払日数の限度が90日のときのみ選択できます。
- (※4) 対象となる悪性新生物については、普通保険約款 別表9「悪性新生物」をご覧ください。

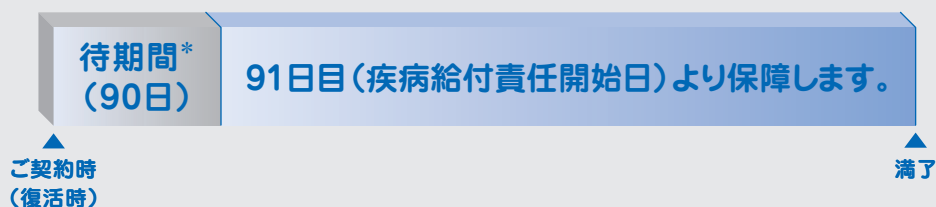
3. 特長

- 入院・手術歴のある方または通院中の方でも、健康状態・傷病歴に関する告知・医師の診察を行わずにお申込みいただけます。
 - ※ご契約時の被保険者の年齢などにより、ご契約をお引き受けできないことがあります。

詳しくは「はじめに」の「【3】新契約でご契約をお引受けできない場合について」や「【4】今回満期を迎えられたご契約を更新するに際してのご注意点について」をご覧ください。
- 被保険者が保険期間中に、1日以上入院されたときに、その入院日数に応じて入院給付金（災害入院給付金・疾病入院給付金）をお支払いします。
- 被保険者が保険期間中に、所定の手術を受けられたときに手術給付金（入院治療手術給付金・外来手術給付金）を、所定の放射線治療を受けられたときに放射線治療給付金をお支払いします。
- 疾病入院給付金、疾病の治療を目的とした手術・放射線治療による手術給付金・放射線治療給付金は、疾病給付責任開始日（※）から保障が開始されるため、疾病給付責任開始日（※）前に発病した疾病は保障されません。
 - （※）責任開始日（契約日・復活日）からその日を含めて90日が満了した日の翌日（責任開始日から起算して91日目）となります。
- ※ただし、当社所定の条件を満たす場合には、疾病給付責任開始日前に発病した疾病による入院・手術・放射線治療であっても給付金をお支払いすることがあります。

詳しくは、「給付金・保険金などのお支払い」の「【1】主契約の保障内容」をご覧ください。

〈疾病の場合〉



- （※）待期間とは疾病による入院・手術・放射線治療が保障されない期間をいいます。

なお、ご契約を更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものととして取り扱うため、更新日からの待期間はありません。

！ご注意

- ご契約を更新された場合、更新後のご契約の入院・手術・放射線治療保障は、更新後のご契約の保険期間中の入院・手術・放射線治療についてのみ保障されます。

参照 82 ページ

約款別表 9

参照 6 ページ

新契約でご契約をお引受けできない場合について・今回満期を迎えられたご契約を更新するに際してのご注意点について

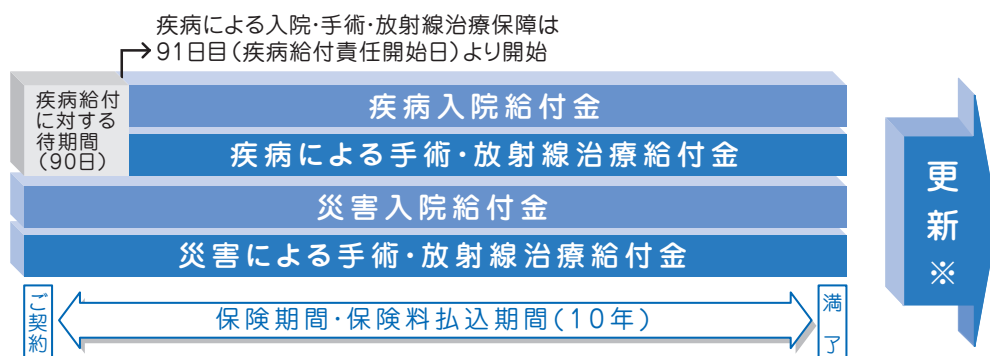
参照 16 ページ

主契約の保障内容

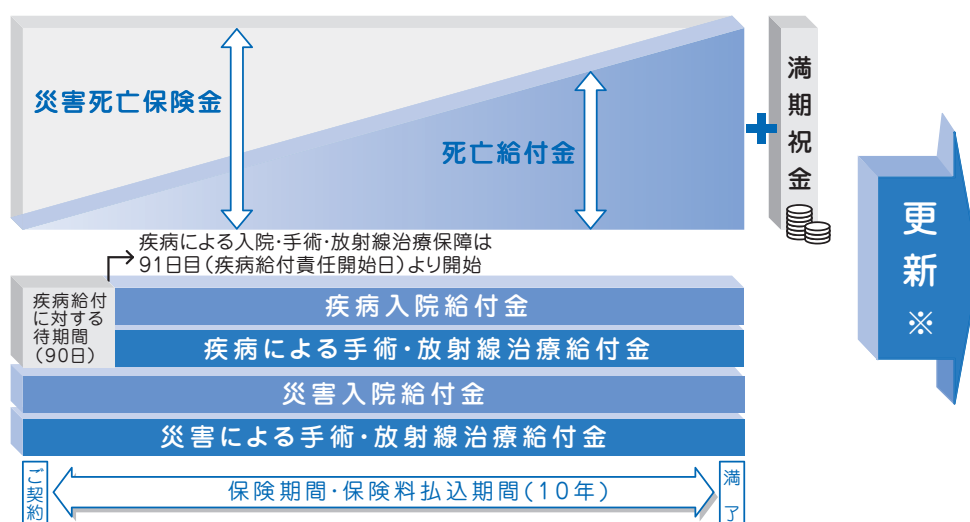
- 満期祝金特則を付加された場合、被保険者が保険期間中に、不慮の事故などにより死亡されたときに災害死亡保険金を、不慮の事故など以外により死亡されたときに死亡給付金を、保険期間の満了時に生存されていたときに満期祝金をお支払いします。

しくみ図

<満期祝金特則を付加していない場合>



<満期祝金特則を付加した場合>



※更新については所定の条件があります。

詳しくは、「給付金・保険金などのお支払い」の「【3】保険期間・更新」をご覧ください。

参照 25 ページ

保険期間・更新

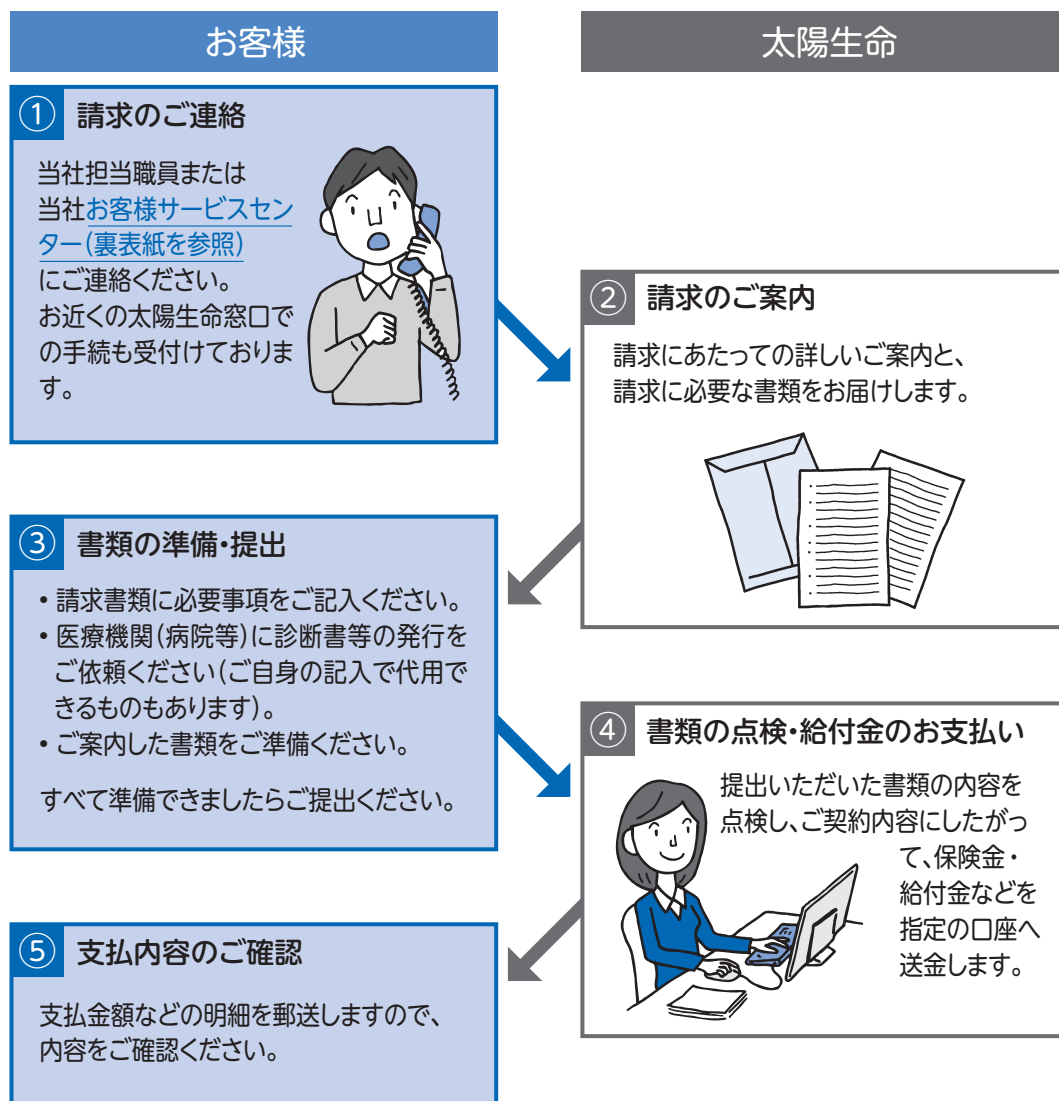
給付金・保険金などの請求

【1】給付金・保険金などの請求方法

1. ご請求手続きの流れ

- 被保険者が亡くなられたり、入院・手術などされた場合、まずは太陽生命へご連絡ください。
- 給付金・保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、給付金・保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。

●請求のイメージ



- 当社ホームページにおいても、入院給付金や手術給付金などのお手続きが可能です。なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。
- ※上記のお取扱いは作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

お願い

- 給付金・保険金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金・保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

2. 請求書類について

- 請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。[これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。](#)

3. お支払いできない場合

- 当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払いの判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、給付金・保険金などのお支払いができない場合があります。
- ※詳しくは、「給付金・保険金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

参照 28 ページ

給付金・保険金などをお支払いできない場合

4. お支払いなどのご確認について

- 給付金・保険金などのお支払いのご請求に関し、当社で委託した業務士などがご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会・確認をさせていただくことがあります。

5. 給付金・保険金などのお支払時期について

- 給付金・保険金などの請求書類について不足や記入・押印漏れがなく、事実確認を行わない場合は、請求書類が当社に到着した日（*1）の翌日から起算して5営業日（*2）以内にお支払いします。

（*1）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（*2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（作成月現在）

- ・土曜日・日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月30日から翌年1月4日まで

ただし、当社に提出された書類だけでは給付金・保険金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。

これらの期間を経過して給付金・保険金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

給付金・保険金などをお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1) 給付金・保険金などをお支払いするための確認が必要な場合	・ 支払事由発生の有無の確認が必要とき ・ 免責事由に該当する可能性があるとき ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2) (1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・ 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・ 弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内
	・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・ 保険契約者、被保険者、給付金・保険金などの受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・ 日本国外における調査	150日以内
	・ 災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を給付金・保険金などの請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき(当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は給付金・保険金などのお支払いはいたしません。

※詳しくは、普通保険約款の「給付金等の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

- 給付金・保険金などのお支払いに関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 お客様サービスセンター

電話番号：0120-97-2111（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は除きます)

6. 給付金・保険金などの請求に関して訴訟となった場合

- 給付金・保険金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

！ご注意

●時効について

給付金・保険金・解約払戻金などのお支払いを請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

参照 73 ページ

約款第 30 条

しおり

給付金・保険金などの請求

【2】指定代理請求特約について

参照 87 ページ

指定代理請求特約

- 指定代理請求特約を付加した場合、被保険者が給付金・保険金などを請求できないつぎのような特別な事情（※）があるときに、あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が給付金・保険金などを請求できます。

（※）請求できない特別な事情

- ・ 傷害または疾病により給付金・保険金などの請求を行う意思表示が困難であること
- ・ 傷病名の告知を受けていないこと（ガンの場合など）

代理請求の対象となる給付金・保険金など	指定代理請求人の範囲
・ 被保険者が受け取る給付金・保険金など	給付金・保険金などの請求時点において、つぎのいずれかに該当する1名の方 (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族 (2) 被保険者と同居または生計を一にしている(1)以外の方（※） (3) 被保険者の療養看護に努める方、または財産管理を行っている方（※） (4) (2) および (3) に掲げる方と同等の特別な事情がある方（※）

（※）給付金・保険金などの請求時点において、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金・保険金などの受取人等のために給付金・保険金などを請求すべき相応の理由があると会社が認める方にかぎります。

- ・ 指定代理請求特約を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
- ・ 指定代理請求特約は、中途付加することができます。
- ・ ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- ・ 指定代理請求人は、給付金・保険金などの請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
- ・ 指定代理請求特約は、保険契約者が法人の場合は付加できません。また、保険契約者を法人に変更された場合には、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ・ 指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や給付金・保険金

などの支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲内であることを証する書類を提出いただきます。

！ ご注意

- 被保険者が傷病名の告知を受けていない場合、指定代理請求人からの請求にもとづき給付金・保険金などをお支払いしたときは、つぎのような理由から、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
 - ・ ご契約が消滅するなど契約内容が変更されるため
 - ・ 支払後にご契約者または被保険者からご照会があった場合に、給付金・保険金などのお支払状況について事実を回答せざるをえないため
- 指定代理請求特約を付加されていない場合は、被保険者が給付金・保険金などを請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。
- つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - ・ 故意に給付金・保険金などの支払事由を生じさせた者
 - ・ 故意に給付金・保険金などの受取人を給付金・保険金などの請求ができない特別な事情に該当させた者

給付金・保険金などのお支払い

【1】主契約の保障内容

無配当無選択型医療保険（無解約払戻金型）(13)

●保障内容

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が、保険期間中に不慮の事故（＊１）による傷害により１日以上入院されたとき（＊２）	災害入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	被保険者 (＊３)
被保険者が、疾病給付責任開始日（＊４）以後の保険期間中に疾病により１日以上入院されたとき（＊２）（＊５）	疾病入院給付金 (入院給付金日額×入院日数)	
被保険者が、保険期間中に不慮の事故（＊１）による傷害の治療を目的として、または疾病給付責任開始日（＊４）以後の保険期間中に疾病の治療を目的として、その入院（＊２）中に、つぎのいずれかの手術を受けられたとき (1) 診療報酬点数表（＊６）により手術料の算定対象となる手術 (2) 先進医療（＊７）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（＊８） (3) 診療報酬点数表（＊６）により輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植術（＊９） (4) 責任開始日から起算して１年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（＊１０）	入院治療手術給付金 (手術１回につき、入院治療手術給付金額)	
被保険者が、保険期間中に不慮の事故（＊１）による傷害の治療を目的として、または疾病給付責任開始日（＊４）以後の保険期間中に疾病の治療を目的として、つぎのいずれかの手術を受けられたとき。ただし、入院治療手術給付金の支払事由に該当する手術は除きます。 (1) 医科診療報酬点数表（＊１１）により手術料の算定対象となる手術（＊１２） (2) 先進医療（＊７）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（＊８）（＊１３） (3) 医科診療報酬点数表（＊１１）により輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植術（＊９） (4) 責任開始日から起算して１年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（＊１０）	外来手術給付金 (手術１回につき、入院給付金日額×５)	

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が、保険期間中に不慮の事故（※1）による傷害の治療を目的として、または疾病給付責任開始日（※4）以後の保険期間中に疾病の治療を目的として、つぎのいずれかの診療行為を受けられたとき (1) 診療報酬点数表（※6）により放射線治療料の算定対象となる診療行為（※14） (2) 先進医療（※7）に該当する診療行為のうち、放射線治療または温熱療法に該当する診療行為（※15）	放射線治療給付金 (放射線治療 1回につき、 入院治療手術給付金額)	被保険者 (※3)

・満期祝金特則を付加した場合

給付金・保険金などをお支払いする場合	お支払いする給付金・保険金など (支払金額)	受取人
被保険者が保険期間満了時に生存されているとき	満期祝金 (入院給付金日額×100)	保険 契約者
被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡されたとき (1) 所定の不慮の事故（※1）による傷害 ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎります。 (2) 所定の感染症（※16）	災害死亡保険金 (入院給付金日額×100)	死亡 給付金 受取人
被保険者が保険期間中に、上記の災害死亡保険金の支払事由に該当せず に死亡されたとき	死亡給付金 (所定の死亡給付金額（※17）)	

参照 80 ページ

約款別表 1～2

- （※1）対象となる不慮の事故については、普通保険約款 別表1の「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- （※2）お支払いの対象となる「入院」については、普通保険約款 別表2の「病院または診療所 および入院」をご覧ください。
なお、お支払いの対象となる「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。
- （※3）保険契約者が法人で、かつ、つぎのいずれかに該当する場合には、保険契約者となります。
・死亡給付金受取人が保険契約者（法人）であるとき
・満期祝金特則を付加していないとき
- （※4）疾病給付責任開始日は、責任開始日（契約日・復活日）からその日を含めて90日が満了した日の翌日（責任開始日から起算して91日目）となります。
- （※5）造血幹細胞の採取手術（注1）を直接の目的とする入院は、疾病による入院とみなし、疾病入院給付金をお支払いします。ただし、責任開始日（契約日・復活日）から起算して1年

を経過した日以後の入院にかざります。

(注1) 組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として、骨髄から骨髄幹細胞または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

(※6) 対象となる診療報酬点数表とは、公的医療保険制度(注2)にもとづく医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表をいいます。詳しくは、普通保険約款 別表4の「診療報酬点数表」をご覧ください。

(注2) 対象となる公的医療保険制度については、普通保険約款 別表3の「公的医療保険制度」をご覧ください。

(※7) 対象となる先進医療については、普通保険約款 別表5の「先進医療」をご覧ください。

(※8) 検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

(※9) 対象となる造血幹細胞移植術については、普通保険約款 別表6の「造血幹細胞移植術」をご覧ください。

(※10) 対象となる造血幹細胞の採取手術については、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。詳しくは、普通保険約款 別表7の「造血幹細胞の採取手術」をご覧ください。

(※11) 対象となる医科診療報酬点数表とは、公的医療保険制度(注2)にもとづく医科診療報酬点数表をいい、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められているものとします。

(※12) つぎのいずれかに該当する手術は除外します。

- ◆創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます）
- ◆皮膚切開術
- ◆デブリードマン
- ◆鼓膜切開術
- ◆骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ◆鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ◆鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術
- ◆眼球または眼球付属器についてのつぎの手術
 - ・麦粒腫切開術、マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術、霰粒腫摘出術、涙嚢切開術、眼瞼膿瘍切開術および外眦切開術
 - ・睫毛電気分解術（毛根破壊）
 - ・角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術
- ◆抜歯手術

(※13) 「歯、義歯または歯肉の手術」およびそれらに相当する手術は除外します。

(※14) 血液照射を除きます。

(※15) 診断および検査を目的とした診療行為を除きます。

(※16) 対象となる感染症とは、「腸管出血性大腸菌感染症」(例：O157)などです。詳しくは、普通保険約款 別表11の「対象となる感染症」をご覧ください。

(※17) 所定の死亡給付金額については、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、普通保険約款 別表12の「死亡給付金額」をご覧ください。

$$(\text{入院給付金日額}) \times 100 \times (\text{経過月数}) \div 120$$

参照 81 ページ

約款別表 3～7

参照 84 ページ

約款別表 11～12

！ご注意

- 不慮の事故による傷害を原因とする場合は、その事故の日から起算して180日以内に支払事由に該当した場合にかぎり、災害入院給付金、災害による入院治療手術給付金・外来手術給付金・放射線治療給付金を支払います。
- 不慮の事故による傷害により、その事故の日から起算して180日経過後に入院または手術、放射線治療を受けた場合は、疾病によるものとみなします。
- ご契約を更新された場合、更新後のご契約の入院・手術・放射線治療保障は、更新後のご契約の保険期間中の入院・手術・放射線治療についてのみ保障されます。

●入院給付金の支払限度

入院給付金の支払限度は、支払日数を通算してつぎのとおりです。

名称	1回の入院（＊１）		通算限度（＊１）
	60日型	90日型（＊２）	
災害入院給付金	60日	90日	1,095日
疾病入院給付金			

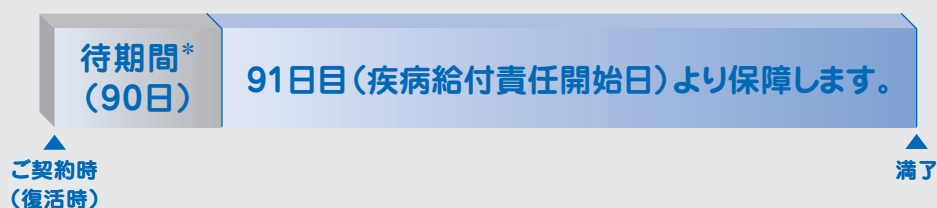
（＊１）がんの治療を目的とする入院は、その支払日数に含めません。

（＊２）更新前のご契約の1回の入院による入院給付金の支払日数の限度が90日のときのみ選択できます。

●疾病給付責任開始日前に発病した疾病に関する疾病入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金のお取り扱い

- ・疾病給付責任開始日前に発病していた疾病を原因とした入院・手術・放射線治療については疾病入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金はお支払いしません。

〈疾病の場合〉



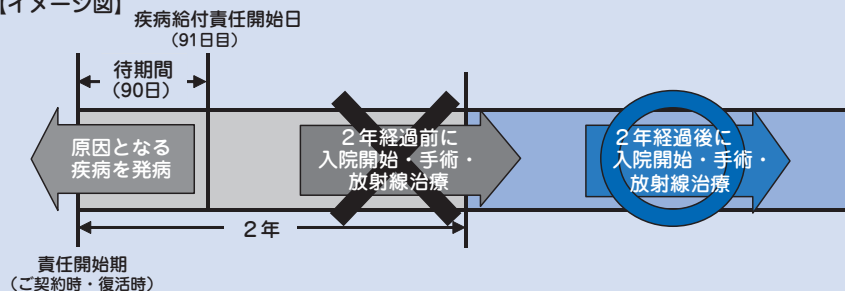
（＊）待期間とは、疾病による入院・手術・放射線治療給付金が保障されない期間をいいます。
 なお、ご契約を更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱うため、更新日からの待期間はありません。

※ただし、疾病給付責任開始日前に発病した疾病による入院・手術・放射線治療であっても、つぎの①から③のいずれかの条件を満たす場合は、給付金をお支払いします。

① つぎのすべての条件を満たすとき

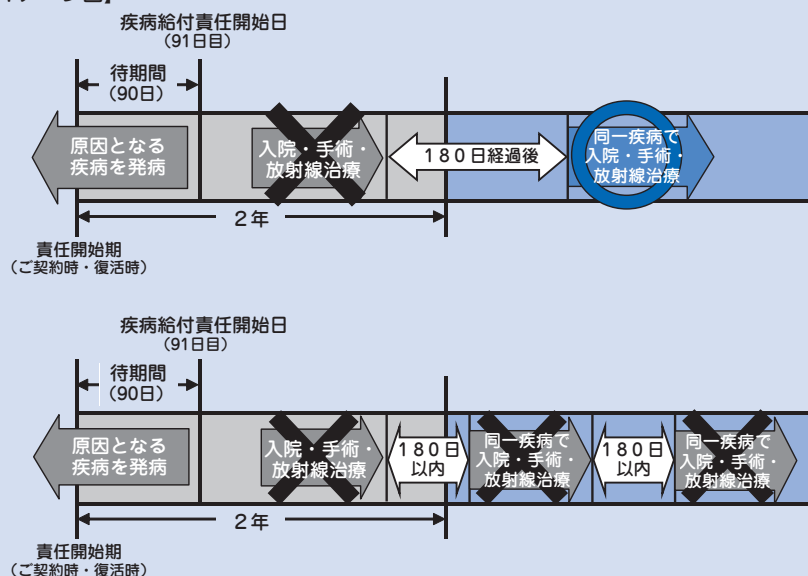
- (1) 疾病給付責任開始日前に発病していた疾病の治療を目的として、責任開始日（契約日・復活日）から起算して2年経過後に開始した入院または受けた手術・放射線治療であること

【イメージ図】



- (2) その入院を開始した日または手術・放射線治療を受けた日の前日以前180日以内に、同一の疾病（*1）の治療を目的とする入院・手術・放射線治療をしていないこと

【イメージ図】



- (*1) その疾病と医学上重要な関係にある疾病を含みます。その具体的な例はつぎのとおりです。

- ・ 高血圧とそれに起因する心臓疾患・脳血管疾患・腎臓疾患
- ・ 糖尿病とそれに起因する腎症・網膜症・白内障
- ・ 動脈硬化症とそれに起因する脳血管疾患
- ・ 胆石症とそれに起因する胆のう炎・胆管炎
- ・ 肝機能障害とそれに起因する慢性肝炎・肝硬変・肝ガン
- ・ 高尿酸血症とそれに起因する痛風

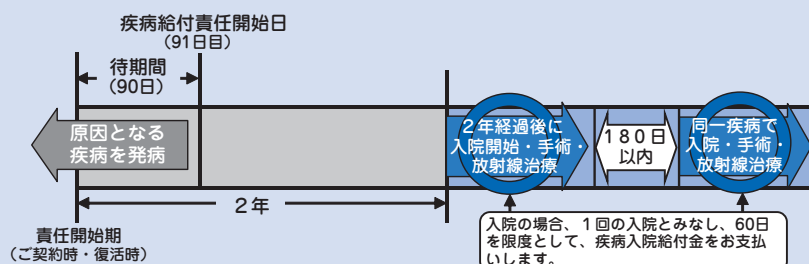
②疾病給付責任開始日前に発病していた疾病の治療を目的として、責任開始日（契約日・復活日）から起算して2年経過後に入院・手術・放射線治療（「今回の入院・手術・放射線治療」といいます）をし、今回の入院・手術・放射線治療の入院を開始した日または手術・放射線治療を受けた日の前日以前180日以内に入院・手術・放射線治療（「直前の入院・手術・放射線治療」といいます）があった場合でも、直前の入院・手術・放射線治療がつぎのいずれかに該当するとき

（１）上記①の条件を満たしているとき

（２）疾病給付責任開始日前に発病していた疾病の治療を目的とする責任開始日（契約日・復活日）から起算して2年経過後の入院・手術・放射線治療であり、かつ、すでに会社が疾病給付責任開始日以後の原因によるものとみなしていたとき

（この場合、今回の入院は直前の入院と1回の入院とみなして1回の入院による支払日数の限度を上限として疾病入院給付金をお支払いします。ただし、ガンの治療を目的とする入院は、その支払日数に含めません。）

【イメージ図】〔支払限度の型が60日型の場合〕



③疾病給付責任開始日前に発病した疾病または不慮の事故以外の外因による傷害（*2）の治療を目的として、責任開始日（契約日・復活日）から起算して2年以内に開始した疾病給付責任開始日以後の入院・手術・放射線治療であって、その原因となった疾病または傷害について、つぎのすべてに該当するとき

（１）疾病給付責任開始日前に被保険者が医師の診療を受けたことがないとき

（２）疾病給付責任開始日前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がないとき（*3）

（３）疾病給付責任開始日前にその疾病または傷害による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がないとき

（*2）不慮の事故以外の外因による傷害とは、つぎのすべてを除いた傷害のことです。

・責任開始期（ご契約時・復活時）以後に発生した不慮の事故による傷害

・責任開始期（ご契約時・復活時）前に発生した不慮の事故を原因として、責任開始日（ご契約日・復活日）から起算して2年を経過した後に開始した入院または受けた手術の原因となる傷害

（*3）異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）については、時期は問いません。

●責任開始期前に発生した不慮の事故に関する災害入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金のお取扱い

- ・責任開始期（ご契約時・復活時）前に発生した不慮の事故を原因とした入院・手術・放射線治療については、災害入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金はお支払いしません。

〈不慮の事故の場合〉

責任開始期から保障します。

ご契約時
(復活時)

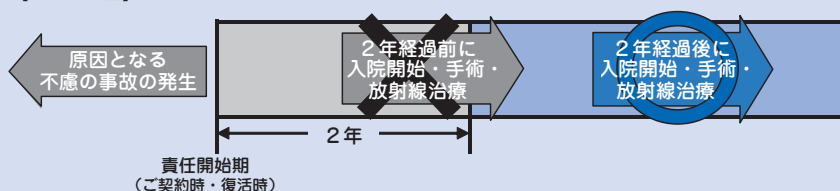
満了

※ただし、責任開始期（ご契約時・復活時）前に発生した不慮の事故を原因とする入院・手術・放射線治療であっても、つぎの①または②のいずれかの条件を満たす場合は、給付金をお支払いします。

①つぎのすべての条件を満たすとき

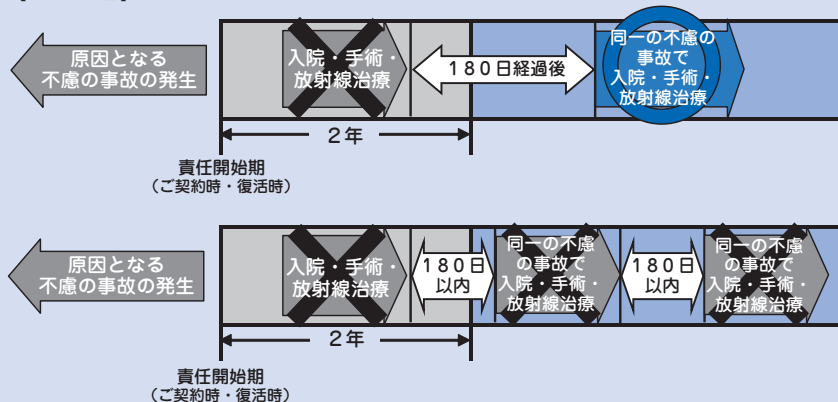
- (1) 責任開始期（ご契約時・復活時）前に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、責任開始日（契約日・復活日）から起算して2年経過後に開始した入院または受けた手術・放射線治療であること

【イメージ図】



- (2) その入院を開始した日または手術・放射線治療を受けた日の前日以前180日以内に、同一の不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院・手術・放射線治療をしていないこと

【イメージ図】



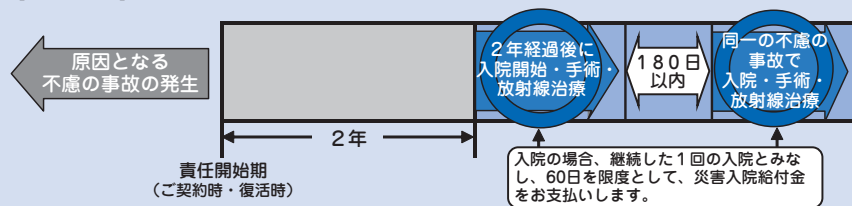
②責任開始期（ご契約時・復活時）前に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、責任開始日（契約日・復活日）から起算して2年経過後に入院・手術・放射線治療（「今回の入院・手術・放射線治療」といいます）をし、今回の入院・手術・放射線治療の入院を開始した日または手術・放射線治療を受けた日の前日以前180日以内に入院・手術・放射線治療（「直前の入院・手術・放射線治療」といいます）があった場合でも、直前の入院・手術・放射線治療が下記のいずれかに該当するとき

（１）直前の入院・手術・放射線治療が上記①の条件を満たしているとき

（２）直前の入院・手術・放射線治療が、責任開始期（ご契約時・復活時）前に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする責任開始日（契約日・復活日）から起算して2年経過後の入院・手術・放射線治療であり、かつ、すでに会社が責任開始期（ご契約時・復活時）以後の原因によるものとみなしていたとき

（この場合、今回の入院は直前の入院から継続した1回の入院とみなして1回の入院による支払日数の限度を上限として災害入院給付金をお支払いします）

【イメージ図】〔支払限度の型が60日型の場合〕



！ご注意

【入院給付金】

- 1日入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- 同一の入院について、災害入院給付金および疾病入院給付金を重複してお支払いしません。
- ガン以外の疾病（＊１）による疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上されたとき、または災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上されたときは、入院の原因を問わず、それぞれ継続した1回の入院とみなします。

ただし、つぎについては新たな入院とみなします。

- ・ ガン以外の疾病（＊１）により疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始したガン以外の疾病（＊１）による入院
- ・ 災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した災害入院給付金の支払事由に該当する入院

（＊１）ガン以外の疾病とは、当社所定の悪性新生物（注）以外の疾病をいいます。

（注）対象となる悪性新生物については、普通保険約款 別表9の「悪性新生物」をご覧ください。

参照 82 ページ

約款別表9

！ ご注意**【手術給付金】**

- **同時に2種類以上**の手術をあわせて受けられた場合または**同一の日に複数**の手術を受けた場合には、最も支払金額の多いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。
- 1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- 診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療に関する技術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日（*2）をその手術を受けた日とみなします。
（*2）入院治療手術給付金に該当する手術と外来手術給付金に該当する手術がある場合には、入院治療手術給付金に該当する手術の開始日とします。
- 一連の治療過程で2回以上行っても診療報酬点数表の手術料・輸血料または先進医療にかかる技術料が1回のみ算定されるものとされている手術を2回以上受けた場合、一連の治療過程で最初に手術を受けた日から起算して14日以内に受けた手術のうち最も給付倍率の高いいずれか1回の手術についてのみ支払い、14日を経過した後に受けた手術については新たな手術とみなします。
- 放射線治療給付金のお支払いは、60日に1回が限度となります。
- つぎの場合などは、手術給付金の支払対象とはなりません。（作成月現在）
 - ・ 診療報酬点数表の手術料の算定対象となっていない、レーザー屈折矯正手術（レーシック）
 - ・ 診療報酬点数表の検査料の算定対象となる臓器穿刺および組織採取
 - ・ 診療報酬点数表の処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテルの設置
 - ・ 美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない診断・検査のための手術
- 当社は公的医療保険制度または先進医療の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、この保険の普通保険約款の手術給付金および放射線治療給付金の支払事由を変更することがあります。この場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

【災害死亡保険金・死亡給付金】

- 災害死亡保険金の所定の感染症（*3）によるお支払いは、責任開始期以後に発病した所定の感染症（*3）を直接の原因として支払事由が発生した場合にかぎります。
（*3）対象となる感染症とは、「腸管出血性大腸菌感染症」（例：O157）などです。詳しくは、普通保険約款 別表11の「対象となる感染症」をご覧ください。
- 災害死亡保険金が支払われた場合には、死亡給付金はお支払いしません。

参照 84 ページ

約款別表 11

【2】特約の内容

指定代理請求特約

- 被保険者が給付金・保険金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が給付金・保険金などを請求することができる特約です。詳しくは「給付金・保険金などの請求」の「【2】指定代理請求特約について」をご覧ください。

参照 14 ページ

指定代理請求特約について

【3】保険期間・更新

1. 保険期間

- この保険の保険期間・保険料払込期間は10年です。ただし、ご契約時・更新時の年齢によって異なる場合があります。詳しくは、契約概要（設計書）や保険証券でご確認ください。

2. 更新

- ご契約者は、保険期間満了日の2週間前（*1）までにお申し出いただくことにより、保険期間満了日の翌日（以下「更新日」といいます）に、当社所定の範囲内で更新することができます。
（*1）保険契約者に特別な事情があると当社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。
- 更新制度により最長90歳（更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が90歳を限度）まで保障されます。ただし、更新時の被保険者の年齢などによっては、90歳まで更新できないことがあります。
- 更新後のご契約についてはつぎのとおりとなります。

- 主契約・特約は更新日における約款を適用し、保険料は更新日現在の被保険者の年齢・性別・保険料率などにより計算しますので、入院給付金日額等を同一とした場合、更新前に比べて保険料は高くなる場合があります（ご契約内容によっては著しく高くなることもあります）。
- 保険期間は、原則として、更新前のご契約と同一です。ただし、更新時の被保険者の年齢によっては、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。なお、その場合、更新後のご契約に満期祝金特則を付加することはできません。
- 契約者・被保険者は、更新前のご契約と同一となります。
- 更新前のご契約に特約・特則が付加されていた場合、原則として引き続き特約・特則も更新されます。
- 給付金額などは更新前と同一とします。ただし、あらかじめご契約者からお申し出があれば、当社所定の範囲内で、給付金額などを減額することができます。
- 1回の入院による入院給付金の支払限度の日数は、更新前と同一とします。
- 更新時にお取扱いできる商品やご契約・特約の内容は、更新前の商品やご契約・特約の内容と異なる場合があります。
※更新前のご契約の加入時期などによっては、給付内容などが更新後のご契約と異なる場合があります。

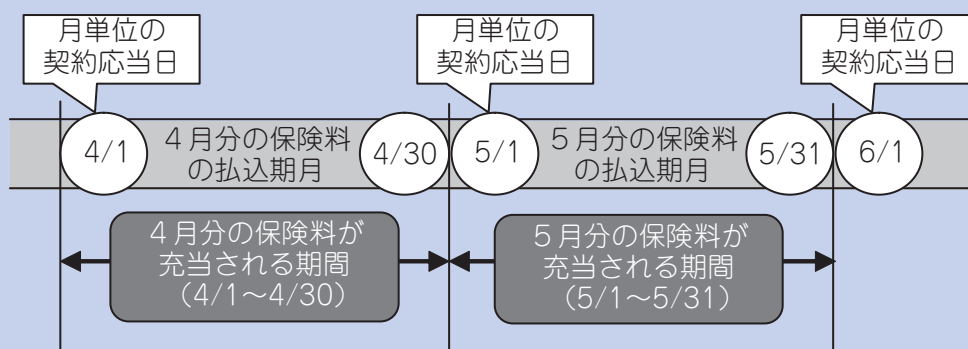
！ ご注意

- つぎのいずれかに該当する場合などは、更新することができません。
 - ・被保険者の同意が得られないとき
 - ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の範囲をこえるとき
 - ・保険期間満了日までの保険料が払い込まれていないとき
- 上記の内容は作成月現在のものであり、今後、取扱が変更となる場合があります。

【4】給付金・保険金などのお支払いの際の保険料精算について

毎月お払い込みいただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間（この期間のことを「保険料期間」といいます）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込むものとして計算されています。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



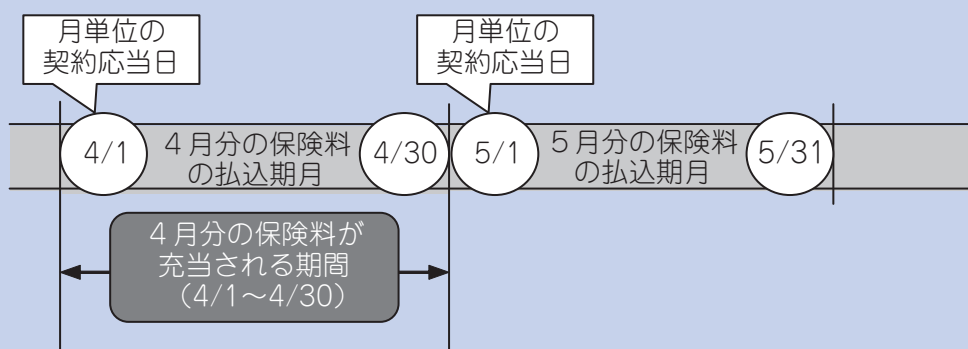
したがって、給付金・保険金などの支払事由が発生した日を含む期間に充当される保険料が払い込まれていない場合には、つぎのとおり取り扱います。

●払込期月中の未払込保険料の精算

給付金・保険金などの支払事由が発生した日の属する保険料期間の保険料が払い込まれていない場合には、その未払込保険料（1ヵ月分）をお支払いする金額から差し引かせていただきます。

※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱などのご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（1ヵ月分）より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（1ヵ月分）をお払い込みいただくことがあります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



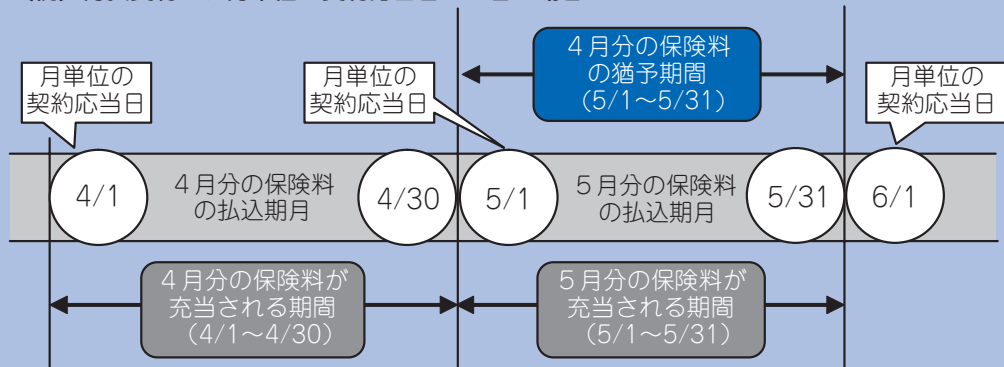
- 4月分の保険料（1ヵ月分）が未払い込みのまま、4/1～4/30の間に給付金・保険金などの支払事由が発生したときは、4月分の保険料（1ヵ月分）を差し引きます。

●猶予期間中の未払込保険料の精算

猶予期間中の契約応当日以降に給付金・保険金などの支払事由が発生し、すでに到来している保険料期間の保険料が払い込まれていない場合には、その未払込保険料（2ヵ月分）をお支払いする金額から差し引かせていただきます。

※ただし、保険料払込方法が口座振替扱・団体扱などのご契約およびお支払いする金額が未払込保険料（2ヵ月分）より少ない場合などは、猶予期間内に未払込保険料（2ヵ月分）をお払い込みいただくことがあります。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



- 4月～5月分の保険料（2ヵ月分）が未払い込みのまま、5/1～5/31の間に給付金・保険金などの支払事由が発生したときは、4月～5月分の保険料（2ヵ月分）を差し引きます。

給付金・保険金などをお支払いできない場合

【1】給付金・保険金などをお支払いできない場合

給付金・保険金などのお支払いは、約款の規定にもとづいてお取り扱いしますが、以下のように給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。

1. 支払事由に該当しない場合

●給付金・保険金などのお支払事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。

- ◆「入院給付金」のお支払事由に該当しない入院の例
 - ・「治療処置を伴わない人間ドック検査・美容上の処置・正常分娩」などの治療を目的としない入院をしたとき
 - ・普通保険約款 別表2に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき
- ◆「手術給付金」のお支払事由に該当しない手術の例
 - ・診療報酬点数表の手術料の算定対象となっていない、レーザー屈折矯正手術（レーシック）
 - ・診療報酬点数表の検査料の算定対象となる臓器穿刺および組織採取
 - ・診療報酬点数表の処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテルの設置
 - ・美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない診断・検査のための手術
- ◆「災害死亡保険金・災害入院給付金」のお支払事由に該当しない例
 - ・疾病を原因とする事故など普通保険約款 別表1の「対象となる不慮の事故」に定める不慮の事故に該当しないとき

参照 81 ページ

約款別表 2

参照 80 ページ

約款別表 1

2. 支払事由に該当しても給付金・保険金などをお支払いできない場合

- 支払事由に該当しても、給付金・保険金などをお支払いできない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・約款に規定された**免責事由**（給付金・保険金などを支払わない場合）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）
 - ・約款に規定された支払限度まで、すでに入院給付金をお支払いしているとき

参照 61 ページ

免責事由一覧

3. 重大事由による解除の場合

- 重大事由による解除により、給付金・保険金などを支払わない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ①ご契約者または受取人等が給付金・保険金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき
 - ②受取人に給付金・保険金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があつたとき

たとき

- ③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（*1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤他の保険契約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき

※上記の事由が生じた以後に、給付金・保険金などのお支払事由が生じたときは、当社は給付金・保険金などのお支払いを行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、給付金・保険金などの受取人が複数の場合、給付金・保険金などのうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた給付金・保険金などを除いた額を、他の受取人に支払います。）。当社は、すでに給付金・保険金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

- （*1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （*2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金・保険金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

参照 70 ページ

約款第 15 条

4. 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

- 詐欺による取消または不法取得目的による無効により、給付金・保険金などを支払わない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
 - ・給付金・保険金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）
- ※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

5. ご契約が失効している場合

- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、給付金・保険金などの支払事由が生じても給付金・保険金などをお支払いできません。

※給付金・保険金などをお支払いする場合・お支払いできない場合については、次ページ以降の具体例をご参照ください。

参照 70 ページ

約款第 13 条

【2】お支払いできない場合などの事例

- 給付金・保険金などをお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】給付金・保険金などをお支払いできない場合」にあてはまるときは給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。

事例1 責任開始期・疾病給付責任開始日と発病時期

参照 33 ページ

責任開始期について

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
ご契約前から治療を受けていた「胃かいよう」がご契約後に悪化し、責任開始日から2年以内に入院を開始した場合。 ↓ 疾病給付責任開始日前に発病した疾病を原因として入院し、かつ、責任開始日から2年以内に入院を開始しているため、お支払いできません。	疾病給付責任開始日以後に発病した「胃かいよう」により入院を開始した場合。
解説	
疾病入院給付金・疾病による手術・放射線治療給付金は、原則として疾病給付責任開始日以後に発病した疾病をお支払いの対象と定めています。 また、災害入院給付金・災害による手術・放射線治療給付金・災害死亡保険金は、原則として責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合をお支払いの対象と定めています。 したがって、疾病給付責任開始日前に発病した疾病や、責任開始期前の不慮の事故を原因とする場合には、原則としてお支払いできません。 なお、責任開始日より2年経過後に入院を開始または手術や放射線治療を受け、かつ、その入院を開始した日または手術や放射線治療を受けた日の前日以前180日以内に、同一の疾病（その疾病と医学上重要な関係がある疾病を含みます）の治療を目的とする入院・手術・放射線治療をしていない場合は、疾病入院給付金・疾病による手術・放射線治療給付金をお支払いします。	

事例2

疾病入院給付金のお支払い～1回の入院に対する支払日数限度

〔支払限度の型が60日型の場合〕

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
ガン以外の疾病で70日入院され、いったん退院。退院の3ヵ月後にガン以外の疾病で40日入院された場合。 ↓ 1回目の入院は60日分お支払いしますが、2回目の入院は1回目と通算される結果、支払日数の限度を超えているため、お支払いの対象となりません。	ガン以外の疾病で70日入院され、いったん退院。退院の1年後にガン以外の疾病で40日入院された場合。 ↓ 1回目の入院は60日分お支払いします。2回目の入院は40日分お支払いします。
解説	
ガン以外の疾病で、2回以上の入院をされた場合、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の退院日の翌日から次の入院までの間隔が180日以内であれば、継続する1回の入院とみなします。 ガン以外の疾病による入院の退院日の翌日から、180日経過した後に再度ガン以外の疾病（直接の原因が同一かは問いません。）により入院した場合は、新たな入院（2回の入院）とみなします。	

事例3

災害死亡保険金のお支払い～免責

〔満期祝金特則を付加した場合〕

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆送して対向車と衝突し、亡くなった場合。 ↓ 被保険者に重大な過失があるため、災害死亡保険金はお支払いできません。	高速道路で事故を起こし、後続車に事故を知らせ二次災害を防止するために、車外に出て停止表示器材を設置しようとしていたところ、後続車に衝突され亡くなった場合。
解説	
被保険者の重大な過失によって被保険者が亡くなったときは、お支払事由に該当しても災害死亡保険金を支払わない場合（「免責事由」といいます）にあたるため、お支払いできません。 「重大な過失」とは、著しい不注意をいいます。重大な過失の判断にあたっては、客観的・一般的な視点から、著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、医学的・法的な観点を踏まえて慎重に判断します。	

お申込みに際して

- ご契約の前には、必ず「契約概要（設計書）」、「意向についてのご確認画面、意向把握・意向確認書」、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」の内容についてご説明いたします。内容を十分ご確認のうえお申込みください。

【1】お申込みの流れ（イメージ）

お客様のご意向に沿った保険商品のご提案を行うための情報提供をいただきます（個人情報のお取扱いについてご了承ください）。



お客様のご意向を確認しながら、おすすめするプランを「契約概要（設計書）」で説明します。とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ① 「契約概要（設計書）」には、とくにご確認いただきたい契約の内容等に関する重要な事項が記載されていること
- ② 記載された支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示していること



「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」を説明し、「ご契約のしおり・約款」（Web版または冊子版から選択できます。冊子版の場合、原則後送となります。）を提供します。また、お申込みいただくプランがお客様の意向と合致しているかを「意向確認書」で確認させていただきます（意向と合致していない場合は、取扱者にお申し出ください）。注意喚起情報は、とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ① 「注意喚起情報」には、ご契約の申込みに際してとくにご注意ください事項が記載されていること
- ② 保険金・給付金などをお支払いできない場合など、お客様にとってとくに不利益な情報が記載された事項を読むことが重要であること
- ③ 現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本保険商品のお申込みを検討されている場合、お客様にとって不利益になる可能性があること



お申込み手続き画面または申込書によりお手続きいただきます（その後、第1回保険料充当金をお払い込みいただきます）。

【2】保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

【3】当社の生命保険募集人の権限

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。

(例)・保険契約の復活 など

- 当社では、ご契約内容の変更などの手続きは一部を除いて、当社の職員経由もしくは本社・支社の窓口または郵送でお取り扱いしております。詳しくはもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【4】責任開始期について

- 新たにお申込みいただいた契約の引受を当社が承諾した場合、第1回保険料充当金の受取時（※1）から保険契約上の責任を開始します。

（※1）第1回保険料充当金の受取時(当社が受け取ったとみなす時期)は払込方法ごとにつぎに定める時となります。

払込方法	当社が受け取ったとみなす時期
デビットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時
クレジットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時 （※2）
コンビニ決済（電子バーコード）	バーコード決済が完了した時
当社保険契約の満期保険金などの 支払金からの差引	保険期間満了日の翌日

参照 51 ページ

効力を失ったご契約
の復活について

参照 63 ページ

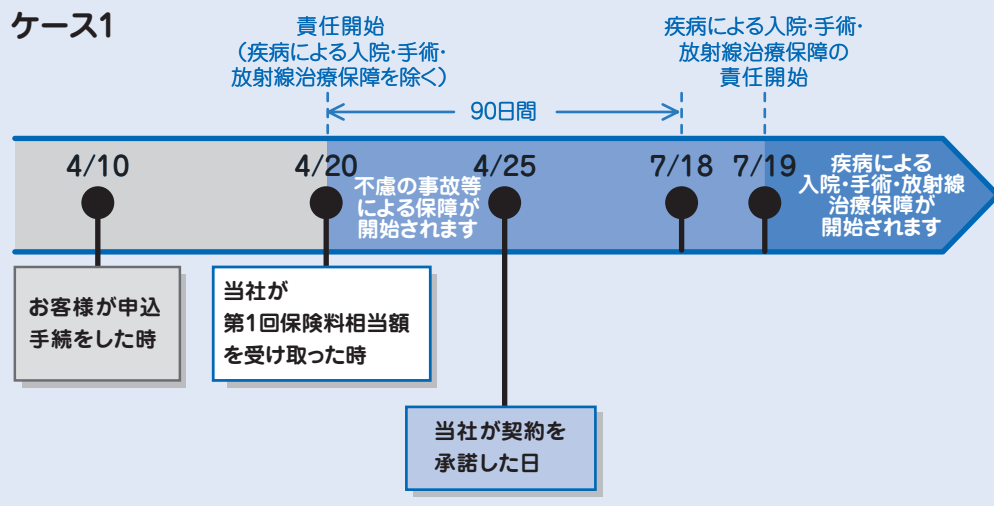
約款第2条

払込方法	当社が受け取ったとみなす時期
当社保険契約の年金からの差引	年金支払開始日（第1回の年金支払日）
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金時

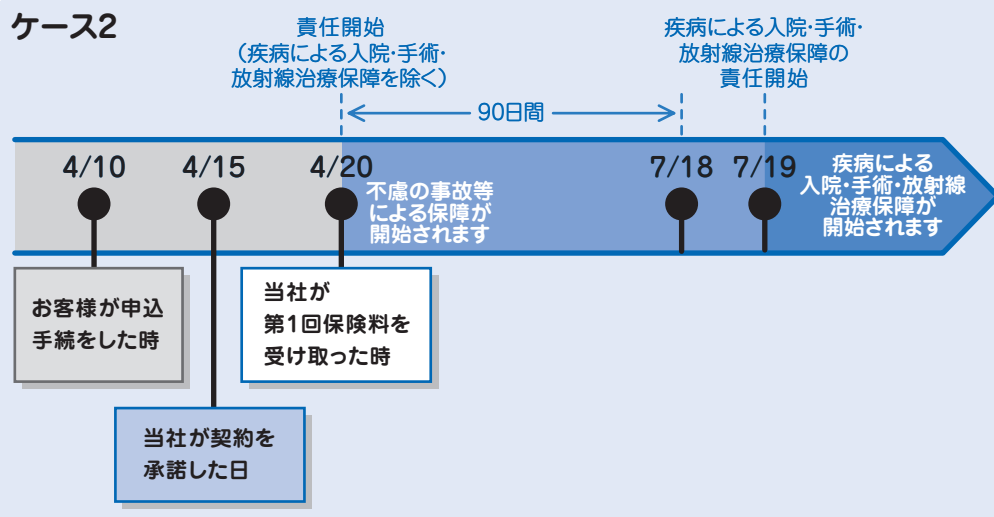
(※2) 当社がクレジットカードの有効性などを確認した時(所定の払込手続き画面上に決済完了メッセージが表示された時)を指します。

・責任開始期について図示するとつぎのとおりです。

ケース1



ケース2



【5】保険証券について

- ご契約のお申込みを当社がお引き受けしますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。
保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
- 保険証券は、その後の契約内容の変更等各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失等されませんよう大切に保管願います。

【6】お申込みの手続

- お申込みの契約内容について、ご契約者・被保険者ご自身がお申込み手続き画面または申込書を十分ご確認ください。署名し、お手続きください。なお、申込書によるお手続きの場合は、署名または押印願います。

【7】契約確認

- 当社で委託した業務士等が、ご契約のお申込後にご契約のお申込内容などについてご確認ください。場合があります。

【8】保険料払込時のご注意

1. 営業職員経由の場合

- 第1回保険料に充当する金額
 - ・新契約
 - ・払込方法によりお取扱いが異なります。

払込方法	お取扱い
デビットカード クレジットカード	当社所定の決済端末にてお手続きいただきます。 決済の完了時に確認メッセージが画面に表示されますのでご確認ください。
コンビニ決済（電子バーコード）	当社にて電子バーコードを発行し、コンビニエンスストアにて手続きいただきます。

- ・つぎの払込方法では、「第1回保険料充当金領収証」の発行等はいりません。
(※1)

- ・ご加入いただいている当社保険契約の満期保険金などの支払金より第1回保険料充当金を差し引く場合
- ・口座振替により第1回保険料充当金をお払い込みいただく場合

・更新

区分	お取扱い	
更新前契約の満期祝金などの支払金より差し引く場合	更新前契約の満期祝金などの支払金より差し引かれます。なお、この場合は「第1回保険料充当金領収証」は発行されません。(※1)	
更新前契約の満期祝金などの支払金より差し引かない場合	つぎのいずれかの方法によりお払い込みいただきます。	
	払込方法	お取扱い
	デビットカード	当社の営業職員に左記の方法によりお払い込みいただきます。
	クレジットカード	
	コンビニ決済（電子バーコード）	当社にて電子バーコードを発行し、コンビニエンスストアにて手続きいただきます。
	口座振替	更新前契約の保険料振替口座から振り替えます。
	当社指定口座への振込	当社指定の口座にお振り込みいただきます。

(※1) 第1回保険料充当金については、「お支払額計算書兼精算書」にてお確かめください。

●第2回以後の保険料

口座振替扱契約の場合、当社指定の金融機関等の中からお契約者が原則ご本人名義の口座をご指定ください。ご指定の口座より自動的に保険料が当社に払い込まれます。

参照 49 ページ

保険料の払込方法について

2. 法人募集代理店（金融機関を含む）経由の場合

払込経路	お取扱い
当社指定口座への振込	・当社指定の口座にお振込みいただきます。
口座振替扱	・当社指定の金融機関等の中からお契約者が指定された口座（原則としてご契約者本人名義の口座）より自動的に保険料が当社に払い込まれます。 ・振り替えられなかった場合は、所定の日までに当社指定の口座にお振込みいただく場合があります。

払込経路	お取扱い
団体扱・集団扱	・勤務先団体を経由してお払い込みください。

【9】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)

■生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。

●クーリング・オフの申出方法

申込者またはご契約者（以下「お申込者等」といいます）はつぎの方法で、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。

- ①書面（郵送）による申出
- ②当社ホームページ内のクーリング・オフ専用申出フォームからの申出

●クーリング・オフの取扱期間

つぎの起算日からその日を含めて20日以内であれば、お申込みの撤回等を行うことができます。

申込経路	起算日
営業職員	●つぎのいずれか遅い日 ①「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」（*1）または「クーリング・オフ制度について記載した書面」（*1）の交付日のいずれか早い日 ②保険契約の申込日（更新の場合は更新後のご契約の申込日） ③第1回保険料充当金の払込日（*2）
法人募集代理店	●第1回保険料を当社指定口座へお振込みいただいた場合 つぎのいずれか遅い日 ①「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」（*1）の交付日 ②保険契約の申込日 ③当社指定口座に第1回保険料が振り込まれ着金した日
	●第1回保険料を「集団・団体等を経由してお払い込みいただいた場合」または「口座振替にてお払い込みいただいた場合」・後日当社よりお送りする「ご案内（*1）」の到着日

（*1）保険契約のお申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

（*2）払込日は、払込方法ごとにつぎに定める日となります。

払込方法	払込日
デビットカード	ご利用日
クレジットカード	ご利用日
コンビニ決済（電子バーコード）	バーコード決済日
当社保険契約の満期保険金などの支払金からの差引	当社保険契約の満期保険金などの支払日
当社保険契約の年金からの差引	当社保険契約の年金（第1回）の支払日
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金日

※更新後契約の第1回保険料充当金の払込方法が満期保険金などの支払金からの差引以外となる場合、③の「第1回保険料充当金の払込日」は「更新日（更新前契約の保険期間満了日の翌日）」として取扱います。

※更新契約は、第1回保険料充当金の払込経路が満期祝金からの差引以外となる場合、「③第1回保険料充当金の払込日」は「更新日（更新前契約の保険期間満了日の翌日）」として取扱います。

●書面での申出方法

◆お申込みの撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により取扱支社または太陽生命本社あてに、つぎの項目をご記入のうえ、発信してください。

※法人募集代理店でお申込みの場合は、太陽生命本社あて発信してください。

- ①お申込みを撤回等する旨
- ②お申込みいただいた商品名
- ③保険契約の申込日
- ④お申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）

ご記入例

太陽生命保険株式会社 行

① 私は下記の保険契約の申込の撤回を行います。

② 商品名 ○○○○○

③ 申込日 ○月○日

④ 住所 ○○県○○市○○町○-○-○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

申込者（契約者） ○○ ○○

申込者（ご契約者）ご自身がお署名ください。

●太陽生命ホームページからの申出方法

◆フリーリング・オフ専用申出フォームに入力のうえ、送信してください。

◆クーリング・オフは、クーリング・オフ専用申出フォームの送信時に効力を生じます。

- お申込みの撤回等をされた場合には、お申込み時に当社が受領（後日振替となった場合を含みます）した金額があるときは、その金額をお返しします。
- 当社はお申込者等に対し、お申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時または申出フォームからの送信時に給付金・保険金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時または申出フォームからの送信時に、お申込者等が給付金・保険金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

！ ご注意

- つぎの契約・取扱いなどについて、クーリング・オフをすることができません。
 - ①法人契約
 - ②債務履行の担保のための保険契約
 - ③既存の保険契約の内容変更（入院給付金日額の減額など）に関する取扱い

【10】新たな保険契約への乗換えについて

現在ご加入の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されているお客様は、つぎのように不利益となることがありますので、ご注意ください。

●現在ご加入の保険契約を解約・減額する際の留意事項

- ・多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。とくに、ご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです（一時払の場合を除きます）。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。

●新たな保険契約を申し込む場合の留意事項

- ・新たにお申込みの保険契約の保険料については、お申込みの際の被保険者の年齢等により計算されます。また、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在ご加入の保険契約と異なることがあります。
- ・新たな保険契約の責任開始日から起算して2年以内に保険契約者が自殺した場合などは、死亡給付金をお支払いしません。
- ・詐欺による保険契約の取消の規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

【11】個人情報の取扱について

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱に努めています。

1. 個人情報の取得・利用目的

- 当社はお客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。

なお、当該個人情報は既に取得しているものも含まれます。

- ①各種保険契約の引受、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※当社は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

2. 医療・健康等の機微（センシティブ）情報の取扱

- 当社はお客様の機微（センシティブ）情報については、各種保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等へ開示する場合があります。なお、機微（センシティブ）情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用しません。

3. 個人情報の第三者提供の制限

- 当社は業務上必要な範囲をこえて、個人情報を第三者に提供しません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。

- ①各種保険契約の引受、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合

提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供を受けることもあります。

- ②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受、継続・維持管理、

保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合
提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。(個人情報の取扱いについては、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めています。)

- ③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合
- ④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）
- ⑤団体（集団）扱にて払込の保険契約について、保険料の引取り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体（集団）へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱いの詳細については、当社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

！ ご注意

- 上記の内容は作成月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【12】本人特定事項等の確認について

- 当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客様の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更したときは、すみやかに、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【13】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払

いが正しく確実に行われるよう、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。
 - ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/keiyaku.pdf>)をご確認ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。

相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

3. 保有個人データの共同利用について

当社は、下記のとおり、当社が保有するお客様の個人データを共同利用いたします。

1. T&D保険グループ各社

当社ならびにT&D保険グループ各社では、経営管理およびリスク管理を実施するとともに、より付加価値の高い商品・サービスの開発・提供を行うため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

●共同利用する個人データ

- (1)株式会社T&Dホールディングスの株主さまの氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、所有株式数等に関する情報
- (2)T&D保険グループが保有する個人の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号その他申込書等に記載された内容および保険金・給付金等のお支払状況その他の下記の利用目的の達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用の利用目的

(1)の個人データ

- (A)株式会社T&Dホールディングスの株主さまへのご連絡、各種情報等の提供および株主管理
- (B)その他上記に関連・付随する業務

(2)の個人データ

- (A) T&D保険グループの経営管理およびリスク管理、これらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
- (B) 各種取引の開始・維持管理（各種保険契約の引受けおよび継続・維持管理ならびに保険金・給付金等の支払いを含む。）
- (C) T&D保険グループが提供する各種商品・サービスの案内・提供
- (D) T&D保険グループの業務に関するお客様への情報提供・運営管理および商品・サービスの充実
- (E) その他上記に関連・付随する業務

●共同利用者の範囲

株式会社T&Dホールディングスならびに株式会社T&Dホールディングスの有価証券報告書等に記載されている連結子会社のうち、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく对外告知を実施済みの会社

●管理責任者

太陽生命保険株式会社

<https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html>

株式会社T&Dホールディングス

<https://www.td-holdings.co.jp/company/profile.html>

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

<https://www.tdf-life.co.jp/company/profile.html#anc-01>

T&Dアセットマネジメント株式会社

<https://www.tdasset.co.jp/company/about/>

※上記にかかわらず、当社は、ご本人の同意があったとしても、特定個人情報等を共同して利用することはありません。

2. 株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同して利用する個人データ

- (1)太陽生命保険株式会社のお客様に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、契約内容、保険金・給付金の支払に関する内容、当社のアンケートへのご回答、当社が提供するスマートフォン向けアプリ等のサービスのご利用により取得した情報など）
- (2)その他下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用者の範囲

太陽生命保険株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同利用における利用目的

- (1)当社商品・サービスの充実
- (2)その他上記に関連・付随する業務

●個人データの管理について責任を有する者の名称、住所及び代表者の氏名

太陽生命保険株式会社

代表者名および住所は以下のリンク先を参照願います。

<https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html>

●共同利用者における個人データの取扱

株式会社太陽生命少子高齢社会研究所は、同社のプライバシーポリシーに基づき、個人データを取り扱います。詳細につきましては、下記のリンク先をご覧ください。 <https://www.taiyo-institute.co.jp/policy/>

●当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）やその他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱、契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

【14】当社の組織形態および株式会社の運営について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【15】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。

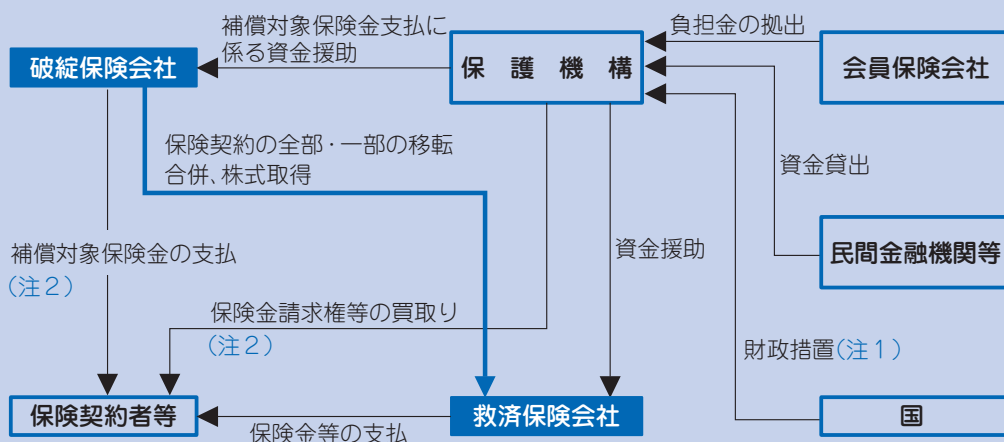
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

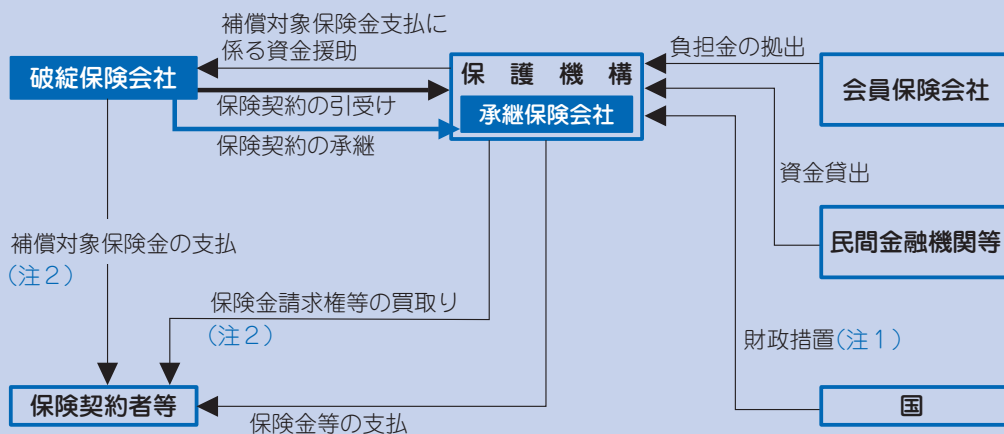
(※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、令和9年(2027年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

ご契約後について

【1】保険料の払込方法について

- 保険料は払込期月中に当社へお支払い込みください。お支払いにはつぎのような方法があります。

1. 口座振替によるお支払い込み

- 当社指定の金融機関等の、保険契約者が指定された口座より自動的に保険料が当社に払い込まれる方法です。
詳しくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧ください。当社の営業職員またはもよりの支社におたずねください。

2. 送金によるお支払い込み

- 口座振替でのお支払い込みができない場合に、郵便振替等で保険料をお支払い込みいただく方法です。
あらかじめ当社から「お支払い込みのご案内」をお送りしますので、払込期月中に同封の振替用紙で、もよりの郵便局または当社提携先のコンビニエンス・ストアからお支払い込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保管してください。

3. 団体によるお支払い込み

- 集団・団体契約の場合に、勤務先団体を経由してお支払い込みいただく方法です。この場合は、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者にはお渡ししません。

◆保険料をまとめて払い込む方法

保険料をまとめてお支払い込みいただける制度として、つぎのような制度があります。

■前納

- ・まだ保険料期間の到来していない将来の月払保険料を前もって納めて（払い込んで）いただく方法です。前納された保険料（前納保険料といいます）はいったん保険会社が預かり、その預かり金の中から、毎月、保険料として充当していきます。
- ・当月分を含めて6ヵ月分以上お支払い込みいただくときは所定の割引があります。
- ・ご契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合、**前納保険料の残額（前納未経過保険料といいます）があれば払い戻されます**（前納保険料のご契約者のお申し出による払い戻しは行いません）。

参照 69 ページ

約款第9条、10条

参照 97 ページ

保険料口座振替特約

ご参考

法人募集代理店でご契約いただいた場合、一部の方法のみお取り扱いします。

参照 70 ページ

約款第11条

お願い

- お払い込み方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの脱退等の場合は、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお申し出ください。お払い込み方法の変更についてお申し出があった場合、当社所定の事務手続きを経て、新たなお払い込み方法に変更させていただきます。

！ご注意

- つぎの場合により保険料のお払い込み方法が変更されたときなどには、保険料が変更されることがあります。
 - ・ □座振替扱から送金扱に変更されたとき
 - ・ 退職などにより所属する団体・集団から脱退されたとき など

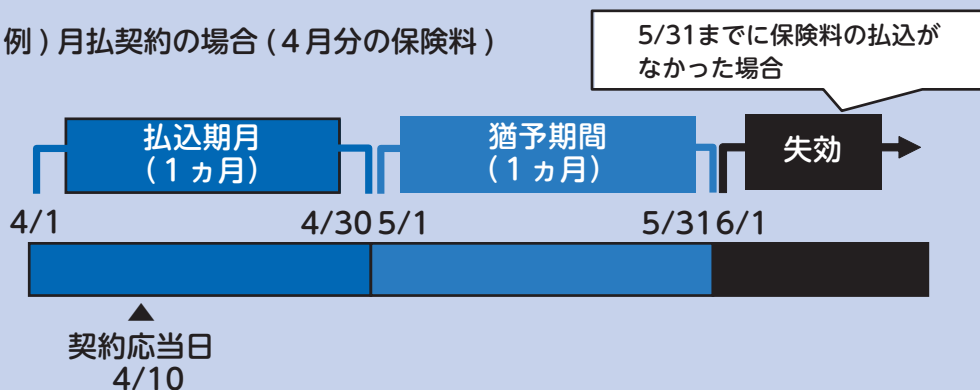
【2】払込猶予期間とご契約の効力について

- 保険料は払込期月中にお払い込みください。払込期月中にお払い込みがない場合、当社はつぎの内容をご契約者に通知します。
 - ・ 保険料が払込期月中に払い込まなかったこと
 - ・ 保険料お払い込みの猶予期間
 - ・ 保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約の効力がなくなる（失効する）こと
- 保険料お払い込みの猶予期間は「払込期月の翌月初日から末日まで」です。
- 保険料のお払い込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力がなくなります。

参照 70 ページ

約款第 12 条

（例）月払契約の場合（4 月分の保険料）



！ご注意

- 失効したご契約でも解約払戻金を請求できることがあります。

【3】効力を失ったご契約の復活について

- 万が一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから2ヵ月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。
- 当社が復活を承諾したときは、当社所定の書類を提出していただくとともに、つぎの金額を一括で払い込んでいただきます。この場合、当社はつぎの金額を受け取った時から、保険契約上の責任を負います。

ご契約が失効した理由	お払い込み金額
保険料が払い込まれないまま猶予期間が経過したため	お払い込みを中止された時から復活するまでの保険料
保険料の自動振替貸付および契約者貸付による貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえたため（満期祝金特則を付加した場合にかざります）	当社所定の方法により計算した金額

！ご注意

- つぎのいずれかに該当する場合などは、復活できません。
 - ・すでに解約払戻金を請求されているとき
 - ・ご契約の効力がなくなった状態で、すでに保険期間満了日を経過しているとき
- 営業職員には、復活を承諾する権限はありません。

【4】お払い込みが困難なときの継続方法について

保険料のお払い込みが困難になられたときでも、ご契約を有効にお続けいただけるように、つぎのような方法があります。

1. 一時的に保険料のご都合がつかないとき（満期祝金特則を付加した場合）

保険料の自動振替貸付（当社が保険料をお立て替える制度）

- お払い込みがないまま猶予期間を過ぎた場合でも、払い込むべき月以後2ヵ月分の保険料と利息の合計額が、解約払戻金（*）の所定の範囲内であれば、猶予期間満了時に当社が自動的に払い込むべき保険料をお立て替えます（あらかじめ希望されない旨のお申し出があったときは、このお取扱いはいたしません）。

（*）自動振替貸付が適用され保険料のお払い込みがあったものとして計算した金額となります。また、すでに自動振替貸付または契約者貸付が行われている場合には、それらの元

参照 70 ページ

約款第 14 条

参照 8 ページ

取扱内容など

参照 78 ページ

満期祝金特則第 8 条

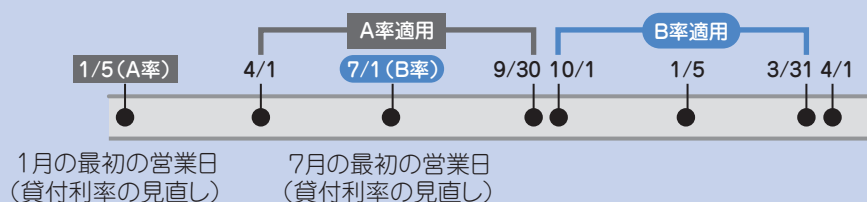
利金の合計額を差し引いた金額となります。

- お立て替えとなった場合には、専用集団取扱特約、集団月払特別取扱特約、団体月払特別取扱特約および保険料口座振替取扱特約は消滅します。特約の消滅後は、個人扱の保険料率に変更され、その保険料率を基準にお立て替えします。
- 保険料がお立て替えとなった場合でも、猶予期間の満了日の翌日から起算して2ヵ月以内に、解約、入院給付金日額の減額のいずれかの請求があったときは、保険料のお立て替えを行わなかったものとしてお取扱いします。
- この制度は、保険料の貸付制度であり利息をお客様に負担いただきます。利息は当社所定の利率で複利計算します。

この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、つぎの日から変更後の利率を適用します。

	1月見直しの場合	7月見直しの場合
新たにお立て替えを行うとき	4月1日	10月1日
すでにお立て替えを行っているとき	4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日	10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日

●貸付利率の見直し時期と適用期間(イメージ)



- ◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率(1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合)
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定(A率の適用)し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。
- ◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率(7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合)
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定(B率の適用)し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

- 自動振替貸付を希望されない場合には、あらかじめ書面でもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお申し出ください。自動振替貸付を取り扱わない場合、猶予期間満了後にはご契約の効力はなくなります。

！ご注意

- 貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 自動振替貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。ご返済は、全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。
- 自動振替貸付および契約者貸付の貸付元利金の合計額が解約払戻金をこえた場合は、ご返済がありませんとご契約は効力を失います。万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから2ヵ月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。
- 自動振替貸付のお取扱いは、満期祝金特則を付加したご契約にかぎります。

2. 保険料の負担を軽くしたいとき

入院給付金日額の減額

- 入院給付金日額を少なくして以後の保険料を少なくします。
 - *入院給付金日額の減額は有効中のご契約にかぎりお取り扱いします。
 - *当社所定の範囲内でのお取り扱いとなります。
 - *原保険契約への復旧のお取扱いはありません。

【5】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について

途中でお金をご入用のときに、必要な資金をお貸しする、「契約者貸付制度」をご利用いただける場合があります。**なお、契約者貸付がご利用できるのは満期祝金特則を付加した場合にかぎります。**

貸付金額の範囲	解約払戻金の一定の範囲内（最低1,000円以上）。 <u>ご契約後短期間の場合などはお貸付できないこともあります。</u>
利息	ご用立金の利息は後払いとし、当社所定の利率で複利計算します。 この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
返済	全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。
精算	災害死亡保険金・死亡給付金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、入院給付金日額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。

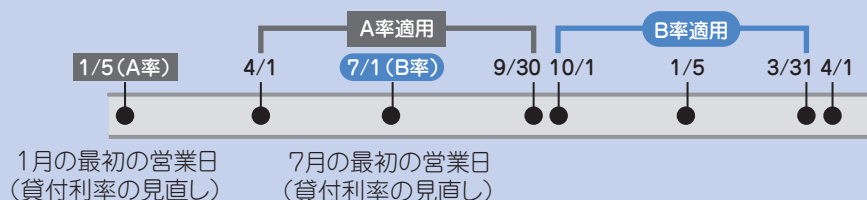
参照 71 ページ

約款第 19 条

参照 79 ページ

満期祝金特則第 10 条

●貸付利率の見直し時期と適用期間(イメージ)



- ◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率(1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合)
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定(A率の適用)し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。
- ◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率(7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合)
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定(B率の適用)し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

！ ご注意

- 貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 契約者貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 契約者貸付および自動振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金をこえた場合は、ご返済がありませんとご契約は効力を失います。万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから2ヵ月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。
- 契約者貸付のお取扱いは、満期祝金特則を付加したご契約にかざります。

【6】 契約者配当金について

- この「太陽生命のやさしい保険」は無配当です。契約者配当金はありません。

参照 73 ページ

約款第 30 条

【7】 受取人・住所などの変更や証券紛失

1. 保険契約者・死亡給付金受取人などの変更

- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。
保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務(受取人を変更する権利や保険料を支払う義務など)は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。
- ご契約者は、被保険者の同意を得て、通知により死亡給付金受取人を変更することができます。ただし、当社に到着前にすでに死亡給付金などを変更前の受取人に支払っていた場合は、その後、変更後の受取人から請求を受けても当社

参照 72 ページ

約款第 23 条

【ご参考】

死亡給付金受取人の変更は「満期祝金特則を付加した場合」のみのお取扱いとなります。

は死亡給付金などをお支払いしません。

※死亡給付金受取人などを変更する場合は、当社所定の請求書等を当社担当職員へ提出いただくかまたは当社まで郵送願います。

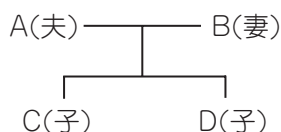
- ご契約者は、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。ただし、被保険者の同意が必要です。

お願い

- 死亡給付金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡願います。
 - ・新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをお願いします。
 - ・死亡給付金受取人が死亡された時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が新たな死亡給付金受取人となります。具体的には、つぎのような取扱いとなります。

(例)

保険契約者・被保険者 Aさん(夫) 死亡給付金受取人 Bさん(妻)



Aさんより先にBさんが死亡し、その後Aさんが死亡した場合



Bさんが死亡した時に、Bさんの法定相続人である、AさんとCさんとDさんが死亡給付金受取人になります（ただし、死亡保険の場合は、被保険者であるAさんは実際は受取人にはなれません）。その後、Aさんが死亡した場合は、CさんとDさんが死亡給付金受取人になります。この場合、CさんとDさんの受取割合は均等となります。

！ ご注意

- 死亡給付金受取人の変更について
 - ・死亡給付金などの支払事由発生後の受取人の変更はできません。
 - ・遺言による変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。
- 生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取扱いが異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください。（税法上の取扱いについては、「税金について」をご覧ください。）

2. 指定代理請求特約の中途付加・指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約の中途付加または指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

3. 住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き

- ご契約者は、つぎのような場合には、すみやかにもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
 - ・転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき
 - ・ご契約者・被保険者・受取人などが改姓または改名されたとき
 - ・保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

- 当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。
 - ・住所の変更
 - ・保険証券の再発行
 - ・指定代理請求特約の中途付加
 なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

※上記のお取扱いは作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【8】ご解約と解約払戻金について

参照 71 ページ

約款第 18 条

1. 解約について

- この保険の解約払戻金は、本則（入院・手術・放射線治療）・満期祝金特則（満期祝金・災害死亡保険金・死亡給付金）に応じてつぎのとおりです。

本則・特則	解約払戻金
本則	ありません
満期祝金特則	保険料の払込年月数に応じた所定の金額

- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡給付金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
したがって、満期祝金特則を付加したこの保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。とくに契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡給付金等の支払いや、販売、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 満期祝金特則のみを解約することはできません。
- 解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。
- 一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢等によっては、ご加入いただけない場合があります。

解約払戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

2. 解約した場合の特約の取扱い

- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

3. 解約払戻金の請求について

- 満期祝金特則を付加したご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。
- 効力のなくなったご契約（失効契約）についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。
- ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に当社担当職員または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

- ・お金がご入用のとき・・・契約者貸付制度があります。
(満期祝金特則を付加した場合にかぎります)
- ・お払い込みが困難なとき・・・入院給付金日額の減額があります。

お願い

- ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から保険契約を解約してほしい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

【9】受取人によるご契約の継続について

- 債権者等が、解約払戻金等の差押えを目的として、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。
- 債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている給付金等の受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額(*)を債権者等に支払う(介入する)ことでご契約を継続することができます。
(*)解約払戻金相当額とは債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者等に支払うべき金額のことをいいます。

参照 75 ページ

約款第 36 条

税金について

！ ご注意

- 本項記載の税務のお取扱いは、作成月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

【1】生命保険料控除について

- 一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をお払い込みになった場合には、年間払込保険料（※1）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

※この保険の場合、満期祝金特則の有無によりつぎのとおりのお取扱いとなります。

満期祝金特則	対象となる生命保険料控除
無	介護医療保険料控除
有	一般生命保険料控除

（※1）年間払込保険料とは、当年中（1月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料です。
（以下同様とします）

- 生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項 目	内 容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎります。
対象となる保険料	・年間払込保険料の合計額です。ただし、身体の傷害のみに基因して保険金・給付金等が支払われる保険・特約は、生命保険料控除の対象外となります。 ※保険料払込方法が一時払のご契約の場合、一時払保険料をお払い込みになられたその年のみ生命保険料控除が適用されます。

- 生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社が発行する「生命保険料控除証明書」が必要となります。

■所得税の所得控除額

- ・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれ下記の表のとおり金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

■住民税の所得控除額

- ・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれ下記の表のとおり金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

！ ご注意

- この生命保険料控除の内容は、契約日が2012年1月1日以降のご契約に適用されます。
- 契約日が2011年12月31日以前のご契約がある場合、上記と異なる取扱となることがあります。

【2】給付金・保険金などの税法上のお取扱い

1. 給付金等の非課税扱い

- 入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金については、一般的に税金がかかりません。
- ※指定代理請求人が受取人の代わりに給付金等を受け取った場合も非課税となります。

2. 死亡給付金等の税法上のお取扱い（満期祝金特則を付加した場合）

- ・ご契約者、被保険者、死亡給付金などの受取人の関係により、つぎのとおりお受け取りになる死亡給付金などにかかる税金が異なります。

[死亡給付金・災害死亡保険金をお受け取りのとき]

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	 夫	 夫	 妻	相続税 (*)
ご契約者と受取人が同一人の場合	 夫	 妻	 夫	所得税 (一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合	 夫	 妻	 子	贈与税

(*)ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金(災害死亡保険金などを含み、保険契約が複数ある場合は合算します)の受取人が相続人の場合は、死亡給付金に相続税が課税されますが、所定の金額までは非課税扱となります。

！ ご注意

- 2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1%があわせて課されます。

免責事由一覧

【1】給付金・保険金などを支払わない場合

名 称	免責事由
疾病入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 被保険者の薬物依存 ・ 地震、噴火または津波（＊１） ・ 戦争その他の変乱（＊１）
災害入院給付金	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 地震、噴火または津波（＊１） ・ 戦争その他の変乱（＊１）
死亡給付金 〔満期祝金特則を 付加した場合のみ〕	・ 責任開始日から起算して２年以内の自殺（＊２） ・ 保険契約者の故意 ・ 死亡給付金受取人の故意（＊３） ・ 戦争その他の変乱（＊１）
災害死亡保険金 〔満期祝金特則を 付加した場合のみ〕	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 死亡給付金受取人の故意または重大な過失（＊３） ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 地震、噴火または津波（＊１） ・ 戦争その他の変乱（＊１）

- (※ 1) 保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。
- (※ 2) 自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、死亡給付金をお支払いすることがありますので、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。
- (※ 3) 被保険者を死亡させた受取人が死亡給付金等の一部の受取人である場合は、死亡給付金等の残額を他の受取人に支払い、支払わない部分の（当社の定める方法により計算した）責任準備金（責任準備金の金額が死亡給付金額を上回る場合には死亡給付金額）はご契約者にお支払いします。死亡給付金受取人が保険契約者の場合は、保険契約者の故意となり給付金は支払われません。

無配当無選択型医療保険(無解約払戻金型)（13）普通保険約款

2024年4月1日改正

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

- (1) 入院給付金
被保険者が入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。
- (2) 手術給付金
被保険者が所定の手術を受けたときにお支払いします。
- (3) 放射線治療給付金
被保険者が所定の放射線治療を受けたときにお支払いします。
- (4) 満期祝金（満期祝金特則を付加した場合）
被保険者が保険期間満了時に生存しているときにお支払いします。
- (5) 災害死亡保険金（満期祝金特則を付加した場合）
被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡したときにお支払いします。
- (6) 死亡給付金（満期祝金特則を付加した場合）
被保険者が上記不慮の事故等によらないで死亡したときにお支払いします。

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
給付金（額）等	支払事由に該当するものをいい、給付金（額）、祝金（額）、保険金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
死亡給付金等	給付金等のうち、死亡給付金および災害死亡保険金のことをいいます。
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金または保険金を支払わない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。
疾病給付責任開始日	疾病の治療を直接の目的とする疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金の保障を開始する時期のことをいい、責任開始期の属する日からその日を含めて90日が満了する日の翌日のことをいいます。

2. 会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

第2条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡給付金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由または給付金等の名称
 - (6) 保険期間
 - (7) 入院給付金日額および入院治療手術給付金額ならびにその支払方法

- (8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約日
(10) 保険証券を作成した年月日

3. 給付金の支払および免責事由

(給付金の支払)

第3条 この保険契約において支払う給付金はつぎのとおりです。

名称		支払事由	支払金額	受取人
入院給付金	災害入院給付金	被保険者が保険期間中に、つぎの第1号から第5号までのすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故（別表1）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が傷害の治療を目的とすること (3) その入院がその事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4) その入院が病院または診療所における入院（別表2）であること (5) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
	疾病入院給付金	被保険者が疾病給付責任開始日以後の保険期間中に、つぎの第1号から第4号までのすべてを満たす入院をしたとき (1) 疾病給付責任開始日以後に発病した疾病（疾病給付責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病にかぎります。）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が疾病の治療を目的とすること (3) その入院が病院または診療所における入院（別表2）であること (4) その入院日数が1日以上であること	入院1回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	
手術給付金	入院治療手術給付金	被保険者が保険期間中に、疾病給付責任開始日以後に発病した疾病（疾病給付責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病にかぎります。）または責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とした、つぎの第1号から第3号までのすべてを満たす手術を受けたとき (1) 病院または診療所における入院（別表2）をし、その入院中に受けた手術 (2) 手術の直接の原因となった疾病または傷害が入院の原因となった疾病または傷害と同一かまたは医学上重要な関係があること (3) つぎのア. からエ. までのいずれかに該当する手術 ア. 公的医療保険制度（別表3）にもとづく診療報酬点数表（別表4）によって手術料の算定対象として列挙されている手術 イ. 先進医療（別表5）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。） ウ. 公的医療保険制度（別表3）にもとづく診療報酬点数表（別表4）によって輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植術（別表6） エ. 責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（別表7）	手術1回につき、 入院治療手術 給付金額	

名称		支払事由	支払金額	受取人
手術給付金	外来手術給付金	被保険者が保険期間中に、疾病給付責任開始日以後に発病した疾病（疾病給付責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病にかぎります。）または責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とした、つぎの第1号から第3号までのすべてを満たす手術を受けたとき (1) 病院または診療所（別表2）において受けた手術 (2) つぎのア. からエ. までのいずれかに該当する手術 ア. 公的医療保険制度（別表3）にもとづく診療報酬点数表（別表4）のうち医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術（ただし、次項に定める手術を除きます。） イ. 先進医療（別表5）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術（ただし、第3項に定める手術を除きます。なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。） ウ. 公的医療保険制度（別表3）にもとづく診療報酬点数表（別表4）のうち医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植術（別表6） エ. 責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術（別表7） (3) 入院治療手術給付金の支払事由に該当しない手術	手術1回につき、 入院給付金日額 × 5	被保険者
放射線治療給付金		被保険者が保険期間中に、疾病給付責任開始日以後に発病した疾病（疾病給付責任開始日前に発病した疾病と医学上重要な関係のない疾病にかぎります。）または責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表2）において、つぎのいずれかの診療行為（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) 公的医療保険制度（別表3）にもとづく診療報酬点数表（別表4）によって放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（ただし、血液照射を除きます。） (2) 先進医療（別表5）に該当する診療行為のうち、放射線治療または温熱療法に該当する診療行為（ただし、診断および検査を目的とした診療行為を除きます。）	放射線治療1回につき、 入院治療手術給付金額	

② 前項中、外来手術給付金の支払事由(2)ア. に規定する給付対象となる手術から除く手術は、つぎのとおりとします。

(1) 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。）

(2) 皮膚切開術

(3) デブリードマン

(4) 鼓膜切開術

(5) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術

(6) 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

(7) 鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術

(8) 眼球または眼球付属器についてのつぎの手術

ア. 麦粒腫切開術、マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術、霰粒腫摘出術、涙嚢切開術、眼瞼膿瘍切開術および外眥切開術

イ. 睫毛電気分解術（毛根破壊）

ウ. 角膜・強膜異物除去術、結膜下異物除去術および結膜結石除去術

(9) 拔牙手術

③ 第1項中、外来手術給付金の支払事由(2)イ. に規定する給付対象となる手術から除く手術は、つぎのとおりとします。

(1) 歯、義歯または歯肉の手術

(2) 前項に定める手術に相当する手術

（給付金の免責事由）

第4条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、給付金を支払いません。

名称	免責事由
災害入院給付金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
疾病入院給付金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
手術給付金	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
放射線治療給付金	(8) 被保険者の薬物依存（別表8） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

（給付金の支払に関する補則）

第5条 2以上の不慮の事故、異なる疾病の併発または不慮の事故と疾病の重複により、入院給付金の支払事由が重複する場合でも、入院給付金を重複して支払わず、その重複した支払の対象となる期間については、つぎの順位にしたがって入院給付金を支払います。

順位	入院給付金の種類
第1順位	疾病給付責任開始日以後に罹患し、診断確定された悪性新生物（別表9）（以下「ガン」といいます。）を直接の原因とし、そのガンの治療を目的とする入院についての疾病入院給付金（以下「ガンによる疾病入院給付金」といいます。）
第2順位	災害入院給付金
第3順位	ガン以外の疾病の治療を目的とする入院についての疾病入院給付金（以下「ガン以外の疾病入院給付金」といいます。）

- ② 後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院中に先順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、先順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した日から新たな入院を開始したものとして取り扱います。
- ③ 先順位の入院給付金が支払われる期間が終了した後に、後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を継続しているときは、先順位の入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から新たに後順位の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したものとして取り扱います。
- ④ 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるか否かにかかわらず、災害入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日（その入院が第2項の後順位の入院に該当する場合、その先順位の入院を開始した日）から起算して180日を経過する前に開始した入院については、その最終の入院から継続する1回の入院とみなして第3条（給付金の支払）および次条第1項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者がガン以外の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合でも、それぞれの入院の直接の原因が同一か否かにかかわらず、ガン以外の疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日（その入院が第2項の後順位の入院に該当する場合、その先順位の入院を開始した日）から起算して180日を経過する前に開始した入院については、その最終の入院から継続する1回の入院とみなして第3条（給付金の支払）および次条第1項の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者がつぎのいずれかに該当する入院をしまは手術もしくは放射線治療を受けた場合には、疾病の治療を目的とする入院、手術または放射線治療とみなし、第3条（給付金の支払）の規定を適用して疾病入院給付金、手術給付金または放射線治療給付金を支払います。

- (1) 疾病給付責任開始日以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とする入院、手術または放射線治療
- (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院または受けた手術もしくは放射線治療
- (3) 疾病給付責任開始日以後に開始した異常分娩（別表10）のための入院、手術または放射線治療
- (4) 造血幹細胞（別表7）の採取手術を直接の目的とする入院または手術。ただし、責任開始期の属する日から起算して1年を経過した日以後の入院または受けた手術にかざります。
- ⑦ 被保険者の入院中に入院給付金日額が変更されたときは、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払金額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- ⑧ 被保険者の入院中に、保険期間が満了した場合には、保険期間が満了した時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなして第3条（給付金の支払）の規定を適用します。
- ⑨ 被保険者が、つぎのいずれかに該当する入院をしまたは手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、その入院、手術または放射線治療が、第1号に該当するときは疾病給付責任開始日以後に発病した疾病によるものと、第2号に該当するときは責任開始期以後の原因によるものと、それぞれみなして取り扱います。
- (1) 疾病給付責任開始日前に発病した疾病または不慮の事故以外の外因による傷害（責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害および次号に該当する傷害を除く傷害とします。以下本条において同じとします。）の治療を目的とした、つぎのア. またはイ. のいずれかに該当する入院、手術または放射線治療
- ア. 責任開始期の属する日から起算して2年以内に開始した入院または受けた手術もしくは放射線治療のうち、その原因となった疾病または傷害について、つぎのa. からc. までのすべての場合に該当する入院、手術または放射線治療
- a. 疾病給付責任開始日前に医師の診療を受けたことがない場合
- b. 疾病給付責任開始日前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- c. 疾病給付責任開始日前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- イ. 責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に開始した入院または受けた手術もしくは放射線治療
- (2) 責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に開始した入院または受けた手術もしくは放射線治療
- ⑩ 前項に該当する入院、手術または放射線治療であっても、つぎのいずれかに該当する場合には、その入院、手術または放射線治療は、疾病給付責任開始日以後または責任開始期以後の原因によるものとみなしません。
- (1) 前項第1号に該当する入院を開始した日または手術もしくは放射線治療を受けた日の前日以前180日以内に、同一の疾病（その疾病と医学上重要な関係がある疾病を含みます。）または同一の不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院をしていた場合または手術もしくは放射線治療を受けていた場合。ただし、前項第1号に該当する入院を開始した日または手術もしくは放射線治療を受けた日の前日以前180日以内にしていた入院または受けていた手術もしくは放射線治療が前項第1号に該当し、かつ、つぎのいずれかに該当する場合を除きます。
- ア. 入院を開始した日または手術もしくは放射線治療を受けた日の前日以前180日以内に、同一の疾病（その疾病と医学上重要な関係がある疾病を含みます。）または同一の不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院をしていない場合または手術もしくは放射線治療を受けていない場合
- イ. すでに会社が疾病給付責任開始日以後の原因によるものとみなした入院、手術または放射線治療である場合
- (2) 前項第2号に該当する入院を開始した日または手術もしくは放射線治療を受けた日の前日以前180日以内に、同一の不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院をしていた場合または手術もしくは放射線治療を受けていた場合。ただし、前項第2号に該当する入院を開始した日または手術もしくは放射線治療を受けた日の前日以前180日以内にしていた入院または受けていた手術もしくは放射線治療が前項第2号に該当し、かつ、つぎのいずれかに該当する場合を除きます。
- ア. 入院を開始した日または手術もしくは放射線治療を受けた日の前日以前180日以内に、同一の不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院をしていない場合または手術もしくは放射線治療を受けていない場合
- イ. すでに会社が責任開始期以後の原因によるものとみなした入院、手術または放射線治療である場合
- ⑪ 第3条（給付金の支払）第1項に定める外来手術給付金の支払事由(2)中、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術には、公的医療保険制度にもとづく歯科診療報酬点数表（別表4）により手術料が算定された手術であっても、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術は含みます。
- ⑫ 被保険者が同時に2種類以上の手術をあわせて受けた場合または同一の日に複数の手術を受けた場合には、最も支払金額の多いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして取り扱います。
- ⑬ 被保険者が1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。また、診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日（入院治療手術給付金に該当する手術と外来手術給付金に該当する手術がある場合には、入院治療手術給付金に該当する手術の開始日）についてのみ手術を受けたものとします。
- ⑭ 被保険者が一連の治療過程で複数回実施しても診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1回のみ算定されるものとして定められる区分番号（先進医療の場合、同一の種類の先進医療とします。以下本条に

において同様とします。)にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を2回以上受けた場合は、第3条（給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、一連の治療過程で最初に手術を受けた日から起算して14日以内に受けた手術のうち最も支払金額の多いいずれか1回の手術についてのみ支払い、14日を経過した後に受けた手術については新たな手術とみなして本項の規定を適用します。

- ⑮ 被保険者が放射線治療を複数回受けた場合には、第3条（給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日から起算して60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。
- ⑯ 保険契約者が法人のときは、第3条（給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金の受取人は保険契約者となります。ただし、保険契約に満期祝金特則を付加し、かつ、死亡給付金受取人を保険契約者以外の者としているときは、この取扱はしません。
- ⑰ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院をしまは手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、その原因により入院をしまは手術もしくは放射線治療を受けた被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（入院給付金の支払限度）

第6条 入院給付金の1回の入院についての支払限度および通算支払限度は、1回の入院における入院給付金の支払日数の限度による型（以下「支払限度の型」といいます。）に応じ、つぎのとおりとします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度	通算支払限度
60日型	支払日数 60日	災害入院給付金および疾病入院給付金それぞれについて、支払日数を通算して1,095日
90日型	支払日数 90日	

- ② 保険契約者は、保険契約の締結の際、前項のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。
- ③ 第1項に規定する支払限度の型の変更は取り扱いません。
- ④ 第1項の支払限度の規定にかかわらず、その入院が、ガンによる疾病入院給付金に該当する入院であると会社が認めた場合には、ガンによる疾病入院給付金についての支払日数は、1回の入院についての支払限度および通算支払限度の支払日数に含めません。

（保険契約の消滅）

第7条 被保険者が死亡した場合、死亡した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

（給付金等の請求、支払時期および支払場所）

第8条 給付金等の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに別表13に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 給付金等は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金等請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

(3) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第17条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金等請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

- (2) 前項第2号または第3号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その給付金を請求した者に通知します。

4. 保険料の払込

（保険料の払込）

- 第9条 第2回以後の保険料の払込については、保険期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- ② 第2回以後の保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者につぎの事項を通知します。
- (1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
- (2) 猶予期間
- (3) 猶予期間の満了する日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間の満了する日の翌日から保険契約が効力を失うこと
- ③ 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、死亡給付金等を支払うときは、死亡給付金等とともにその受取人に払い戻します。
- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（保険料払込の猶予期間）第3項の規定を準用します。

（保険料の払込方法（経路））

- 第10条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎりします。）
- (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎりします。）
- (6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第12条第1項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。
- ③ 第1項第2号の方法による場合、第12条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号、第5号または第6号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定め

る保険金等（他の保険契約の保険金等および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎりません。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

5. 保険料の前納

（保険料の前納）

第11条 保険契約者は、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて6か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。

- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
- ③ 保険契約が消滅した場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、死亡給付金等を支払うときは、死亡給付金等とともにその受取人に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第12条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

- ② 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きします。
- ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、入院日からすでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する入院給付金があるときは、その入院給付金を支払います。

（保険契約の失効）

第13条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、第18条の規定により保険契約を解約することができます。

7. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

第14条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して2か月以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、第18条（解約）の規定により保険契約を解約したときは、保険契約を復活することはできません。

- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、別表13に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
- ④ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、前項の金額を受け取った時から保険契約上の責任を負います。
- ⑤ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

8. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

第15条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

- ② 保険契約者が保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

9. 告知および保険契約の解除

（告知）

第16条 会社は、保険契約の締結または復活の際、被保険者に関し、書面による告知を求めず、または口頭による医

師の質問を行いません。

(重大事由による解除)

第17条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金等の場合は被保険者を除きます。）または死亡給付金受取人がこの保険契約の給付金等を詐取る目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる入院給付金日額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、給付金等の支払事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア. からオ. までは該当したのが死亡給付金受取人のみであり、その死亡給付金受取人が死亡給付金等の一部の受取人であるときは、死亡給付金等のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払いません。また、この場合に、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- ③ 第1項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

10. 解約

(解約)

第18条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

- ② 保険契約を解約するときは、保険契約者は、別表13に定める書類を会社に提出してください。

11. 保険契約内容の変更

(入院給付金日額等の減額)

第19条 保険契約者は、将来に向かって、入院給付金日額および入院治療手術給付金額（以下「入院給付金日額等」といいます。）を同じ割合で減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額に満たないときは、入院給付金日額等の減額を取り扱いません。

- ② 入院給付金日額等の減額をするときは、保険契約者は、別表13に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 入院給付金日額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 入院給付金日額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。

12. 払戻金

(解約払戻金)

第20条 この保険契約には、解約払戻金はありません。

13. 保険契約の更新

（保険契約の更新）

第21条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新することができます。ただし、つぎのいずれかの場合には、更新することはできません。

- (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
- (2) 更新日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
- ② 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、保険契約者の申出により、保険契約の更新の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。
- ③ 更新後の入院給付金日額、入院治療手術給付金額および支払限度の型は、更新前の入院給付金日額、入院治療手術給付金額および支払限度の型と同一とします。ただし、保険契約者の申出により会社の定める範囲内で入院給付金日額および入院治療手術給付金額を変更して、更新することができます。
- ④ 更新後の入院治療手術給付金額の入院給付金日額に対する割合は更新前と同一とします。
- ⑤ 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑥ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。
- ⑦ 第9条（保険料の払込）第3項および第4項ならびに第12条（保険料払込の猶予期間）第2項および第3項の規定は、前項の場合に準用します。
- ⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第6項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。
- ⑨ 更新後の保険契約については、会社は、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑩ 保険契約が更新された場合、入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金の支払に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ⑪ 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。
- ⑫ 前項の規定により保険契約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。この場合、第10項の規定を準用します。
- ⑬ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

（他の保険契約からこの保険契約に更新する場合の特則）

第22条 保険契約者は会社の定めるところにより、会社の定める他の保険契約（以下、本条および次条において「他の保険契約」といいます。）の保険期間の満了する日の翌日に、他の保険契約をこの保険契約に変更して更新することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 他の保険契約の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める年齢範囲をこえるときには、本条の取扱を行いません。
- (2) 更新後のこの保険契約の支払限度の型は、他の保険契約の支払限度の型と同じとします。
- (3) 更新後のこの保険契約の入院給付金日額は、他の保険契約の入院給付金日額の同額以下とします。ただし、会社の定める範囲内であることを要します。
- (4) この保険契約の普通保険約款にもとづく支払については、更新後契約の保険期間中の入院、手術および放射線治療についてのみ適用されるものとします。
- (5) 平成19年3月31日以前に締結された他の保険契約からこの保険契約に更新する場合、更新後の保険契約の被保険者の年齢は、つぎのとおりとします。
 - ア. 更新日における被保険者の年齢（以下本条において「更新年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
 - イ. 更新後の被保険者の年齢は、更新年齢に、更新日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。
- (6) 本条にとくに定めのないかぎり、前条に定める保険契約の更新の規定を準用します。

14. 保険契約者の変更

（保険契約者の変更）

第23条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、別表13に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 保険契約者が増えられたときは、保険契約者に通知します。

(給付金の受取人の変更)

第24条 この保険契約の入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金の受取人の変更は取り扱いません。

15. 保険契約者の代表者

(保険契約者の代表者)

第25条 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

16. 保険契約者の住所または集金場所の変更

(保険契約者の住所または集金場所の変更)

第26条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

17. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第27条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

18. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第28条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第29条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

19. 契約者配当金

(契約者配当金)

第30条 この保険契約には契約者配当金はありません。

20. 時効

(時効)

第31条 給付金等、解約払戻金またはその他この保険契約にもとづく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

21. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

第32条 この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

22. デビットカード等およびクレジットカードによる保険料等の払込

（デビットカード等による保険料等の払込）

第33条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。
- ③ 第1項のほか、保険契約者は、会社の指定した電子決済を利用することにより保険料等を払い込むことができます。この場合、会社が実際に保険料等を受け取る前の所定の時を保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱を行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

（クレジットカードによる保険料等の払込）

第34条 保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとしします。
- ③ 会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすときは、保険料等の払込はなかったものとして取り扱います。
 - （1）会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）から保険料等を受け取ることができないこと
 - （2）提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこと
- ④ 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - （1）本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
 - （2）保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

23. 給付金等の受取人による保険契約の存続

（給付金等の受取人による保険契約の存続）

第35条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - （1）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - （2）保険契約者でないこと
 - （3）生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと
- ③ 前項の場合、給付金等の受取人は、別表13に定める書類を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。
 - （1）死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - （2）支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - （3）支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - （4）支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - ア．生存を支払事由とする給付金等
 - イ．解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等

- (5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等
- ⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
- ⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合
- ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
- (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合
- ア. 当該支払うべき金額を債権者等に支払います。
- イ. 当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア.の金額を差し引いた金額とします。
- ウ. 第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- ⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合
- ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。
- (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合
- ア. 当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。
- イ. 保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。

24. 情報端末による保険契約の申込に関する特則

(情報端末による保険契約の申込に関する特則)

- 第36条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込をすることができます。この場合、保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- ② 会社は、前項の規定による保険契約の申込を受けたときは、その保険契約の申込に関する書面等を保険契約者に交付します。

25. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- 第37条 会社は、診療報酬点数表（別表4）の改正により手術料、輸血料または放射線治療料の算定される手術または放射線治療の種類が変更される場合等この保険の給付にかかわる公的医療保険制度の改正が行われた場合または先進医療（別表5）の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の手術給付金および放射線治療給付金の支払事由を変更することがあります。
- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
- (1) 第2項の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 支払事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。

26. インターネットによる保険契約の申込に関する特則

(インターネットによる保険契約の申込に関する特則)

- 第38条 保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 会社は、前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込の内容を保険契約者または被保険者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

満期祝金特則

（特則の付加）

第1条 保険契約者は、保険契約の締結または更新の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

（満期祝金、災害死亡保険金および死亡給付金の支払）

第2条 この特則において支払う満期祝金、災害死亡保険金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
満期祝金	被保険者が、この特則を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険期間満了時に生存しているとき	入院給付金日額（保険期間満了時における入院給付金日額とします。）×100	保険契約者
災害死亡保険金	被保険者が保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故（別表1）による傷害（ただし、不慮の事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎります。） (2) 責任開始期以後に発病した感染症（別表11）	満期祝金の支払金額と同額	死亡給付金受取人
死亡給付金	被保険者が保険期間中に、本条に定める災害死亡保険金の支払事由に該当せずに死亡したとき	死亡給付金額（別表12）	死亡給付金受取人

(災害死亡保険金および死亡給付金の免責事由)

第3条 つぎのいずれかにより、前条の災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由に該当したときは、災害死亡保険金および死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
災害死亡保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 死亡給付金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
死亡給付金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡給付金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

(災害死亡保険金および死亡給付金の支払に関する補則)

第4条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金等を支払います。

- ② 災害死亡保険金が支払われた場合には、死亡給付金は支払いません。
- ③ 免責事由に該当したことにより災害死亡保険金が支払われない場合には、死亡給付金の支払事由が生じたものとみなして、第2条（満期祝金、災害死亡保険金および死亡給付金の支払）の規定を適用します。
- ④ 死亡給付金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金等の一部の受取人であるときは、死亡給付金等の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算したこの特則の責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この特則の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、この特則の責任準備金を下回ることはありません。
- ⑥ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算したこの特則の責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
 - (2) 死亡給付金受取人の故意
 - (3) 戦争その他の変乱
- ⑦ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金等が支払われないときは、この特則の責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

(満期祝金および死亡給付金等の支払方法の選択)

第5条 保険契約者（死亡給付金等の支払事由発生後はその受取人）は、満期祝金および死亡給付金等（満期祝金および死亡給付金等とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

- ② 前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。
- ③ 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- ④ 保険契約者（満期祝金または死亡給付金等の支払事由発生後はその受取人）は、第1項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- ⑤ 満期祝金および死亡給付金等（満期祝金および死亡給付金等とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第1項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（死亡給付金等の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

(特則を付加した場合の取扱)

第6条 この特則の保険期間および保険料払込期間は、この保険契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

- ② この特則のみの解約は取り扱いません。
- ③ 本則第13条（保険契約の失効）の規定によりこの保険契約が効力を失った場合、保険契約者は、次条第1項に定

める解約払戻金を請求することができます。

- ④ 本則第17条（重大事由による解除）の規定によりこの保険契約を解除したときは、会社は、次条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、本則第17条（重大事由による解除）第1項第4号の規定によりこの保険契約を解除した場合で、死亡給付金等の一部の受取人に対して本則第17条（重大事由による解除）第2項の規定を適用し死亡給付金等を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない死亡給付金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の次条第1項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 会社は、支払事由が生じた満期祝金または死亡給付金等について前条の規定により据置払の取扱を開始した後に本則第17条（重大事由による解除）第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第4項および本則第17条（重大事由による解除）第3項の規定中、「保険契約者」とあるのは「満期祝金または死亡給付金等の受取人」と読み替えて適用します。
 - (2) 第4項中、「次条第1項の解約払戻金」とあるのは「据え置かれている満期祝金または死亡給付金等（満期祝金または死亡給付金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）およびその利息」と読み替えて適用します。
- ⑦ この保険契約が更新されるときは、この特則も更新されます。この場合、死亡給付金等の支払に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ⑧ 前項の規定にかかわらず、更新日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるときは、この特則は更新されません。
- ⑨ 満期祝金または死亡給付金等の請求等については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 満期祝金または死亡給付金等の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表13に定める書類を提出して、その請求をしてください。
 - (2) 満期祝金の支払時期および支払場所については、本則第8条（給付金等の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。
 - (3) 死亡給付金等の支払時期および支払場所については、本則第8条（給付金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
- ⑩ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金等の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡給付金等の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 受給者が死亡給付金等の請求内容を了知していることが確認できる書類
 - (2) 受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
 - (3) 受給者について受給者本人であることを保険契約者である団体が確認したことがわかる書類
- ⑪ この特則に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則を準用します。

（解約払戻金）

- 第7条 本則第20条（解約払戻金）の規定にかかわらず、この特則部分の解約払戻金は、保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算します。
- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表13に定める書類を会社に提出してください。
 - ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、本則第8条（給付金等の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

（保険料の振替貸付）

- 第8条 この特則を付加した場合、保険料が本則第12条（保険料払込の猶予期間）に定める猶予期間の満了する日までに払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後2か月分の保険料に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、この保険契約を有効に継続させます。
- ② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第4項第1号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。
 - (1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した前条第1項の解約払戻金額
 - (2) すでに第10条（保険契約者に対する貸付）による貸付金があるときは、その元利金を前号の金額から差し引いた残額
 - ③ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。
 - (1) 会社所定の利率で計算します。
 - (2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。

- ④ すでに本条の貸付金があり、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元利金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。
- (2) 前号の場合、前項第2号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。
- ⑤ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
- (1) 死亡給付金等または満期祝金を支払うとき
- (2) この保険契約が消滅したとき
- (3) 入院給付金日額等を減額したとき

(保険料の振替貸付の取消)

第9条 前条の規定により保険料の振替貸付が行われた場合でも、その振替貸付が行われた日の翌日から起算して2か月以内に、保険契約者からつぎの各号のいずれかの請求があったときは、会社は、その振替貸付（すでに全額返済された振替貸付を除きます。）を行わなかったものとして、その請求による取扱をします。

- (1) 保険契約の解約
- (2) 入院給付金日額等の減額

(保険契約者に対する貸付)

第10条 この特則を付加した場合、保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。

- (1) 第7条（解約払戻金）第1項の解約払戻金額のうち会社の定める範囲内の金額
- (2) すでに第8条（保険料の振替貸付）または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、別表13に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。
- ④ つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
- (1) 死亡給付金等または満期祝金を支払うとき
- (2) この保険契約が消滅したとき
- (3) 入院給付金日額等を減額したとき
- ⑤ 第8条（保険料の振替貸付）および本条による貸付金の元利合計額が第7条（解約払戻金）第1項の解約払戻金額をこえたときは、この保険契約は効力を失います。
- ⑥ 前項の規定により効力を失ったこの保険契約について、会社がこの保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。この場合、本則第14条（保険契約の復活）の規定を準用します。

(死亡給付金受取人などの変更)

第11条 保険契約者は、死亡給付金等の支払事由が発生するまでは、死亡給付金受取人にかぎり、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。

- ② 満期祝金の受取人の変更は取り扱いません。
- ③ 第1項の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。
- ④ 死亡給付金受取人が、死亡給付金等の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
- ⑤ 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
- ⑥ 第4項および前項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑦ 死亡給付金受取人の変更をするときは、保険契約者は、別表13に定める書類を会社に提出してください。
- ⑧ 第1項の通知が会社に到着する前に、会社が変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による死亡給付金受取人の変更)

第12条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡給付金受取人の変更をすることができます。

- ② 前項の死亡給付金受取人の変更は、前条第3項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。
- ③ 本条による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人は、別表13に定める書類を会社に提出してください。

（死亡給付金受取人の代表者）

第13条 死亡給付金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡給付金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡給付金受取人の1人に対して行った行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

備考**1. 治療を目的とする入院**

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は該当しません。

2. 治療を直接の目的とする手術・放射線治療

「治療を直接の目的とする手術・放射線治療」には、例えば、美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術・放射線治療などは該当しません。

3. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

- (1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
- (2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
- (3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は(1)によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、(2)の事故は除外します。

(1) 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

(2) 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故

項目	除外する事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表2 病院または診療所および入院

(1) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのア. またはイ. のいずれかに該当したものとします。

ア. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）

イ. 前ア. の場合と同等の日本国外にある医療施設

(2) 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、前(1)に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、「医科診療報酬点数表」および「歯科診療報酬点数表」をいい、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表5 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。

別表6 造血幹細胞移植術

「造血幹細胞移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的とした骨髄移植、末梢血幹細胞移植または臍帯血移植をいいます。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

別表7 造血幹細胞の採取手術

「造血幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

別表8 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表9 悪性新生物

(1) 悪性新生物

対象となる悪性新生物（本別表9において上皮内新生物を含み、以下本別表9において「悪性新生物」といいます。）とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の悪性新生物に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分 類 項 目	基本分類 コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○上皮内新生物	D00～D09
ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・子宮頸（部）の上皮内癌（D06）中の	
・子宮頸（部）上皮内腫瘍〔CⅠN〕，異型度Ⅲ	
・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち	
・外陰部（D07.1）中の	
・外陰部上皮内腫瘍〔VⅠN〕，異型度Ⅲ	
・膣（D07.2）中の	
・膣上皮内腫瘍〔V AⅠN〕，異型度Ⅲ	
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	
・骨髓異形成症候群	
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
・慢性骨髓増殖性疾患	
・本態性（出血性）血小板血症	
	D45
	D46
	D47.1
	D47.3

(2) 上記(1)において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表9の備考

(1) 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者によりなされることを要します。

別表10 異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠC D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	○00～○08
○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	○10～○16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	○20～○29
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30～○48
○分娩の合併症	○60～○75
○分娩（○80～○84）中の	
・単胎自然分娩（○80）中の	
・自然骨盤位分娩	○80.1
・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	○81
・帝王切開による単胎分娩	○82
・その他の介助単胎分娩	○83
・多胎分娩	○84
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	○85～○92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	○94～○99
○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
・産科的破傷風	A34

別表11 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎり ます。）	

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定めるつぎのいずれかに該当する場合は、対象となる感染症に含みます。なお、つぎのいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、対象となる感染症に含めません。

- (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3) 指定感染症

別表12 死亡給付金額

死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

$$(\text{入院給付金日額}) \times 100 \times \left(\frac{\text{経過月数}}{120} \right)$$

（注）「経過月数」とは、契約日（保険契約が更新された場合、更新日とします。）から被保険者が死亡した日を含む保険料期間の末日までの月数とします。

別表13 請求書類

(1) 給付金、満期祝金および保険金の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、入院給付金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

項目	必要書類
2. 手術給付金・放射線治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書または放射線治療証明書 (4) 入院治療手術給付金の場合は、会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、手術給付金または放射線治療給付金の受取人と同一人の場合には不要） (6) 手術給付金または放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
3. 満期祝金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
4. 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 死亡給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
5. 死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
2. 保険契約内容の変更 ・入院給付金日額等の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
3. 解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4. 保険契約者に対する貸付	(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

項目	必要書類	
5. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	
6. 死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券	
	遺言による場合	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
7. 給付金等の受取人による保険契約の存続	(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類	

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

指定代理請求特約

2020年4月1日改正

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）
 - ア. 被保険者が受取人に指定されている保険金
 - イ. 被保険者が受け取ることとなる保険金
 - ウ. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金
 - (2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等または保険料の払込免除の請求時に会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎりします。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族
 - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている前号以外の者
 - (3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - (4) 第2号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表1に定める書類を会社に提出してください。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 つぎの各号の場合、指定代理請求人が別表1に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求することができます。

- (1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
 - (2) 被保険者と同一人である保険契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき
- ② 前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前条第1項のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- (1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者
 - (2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - (3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者
 - (4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者
- ⑤ 指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

(指定代理請求人への解除通知)

第5条 この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定のほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

- (1) 告知義務違反による解除
- (2) 重大事由による解除

(特約を付加した場合の取扱)

第6条 この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

- ② 保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

第7条 この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

(保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

第8条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人として扱います。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第9条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第5項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。
- (2) 第5条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約を付加した場合の取扱）第3項中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

専用集団取扱特約

平成20年6月2日改正

（用語の定義）

第1条 この特約条項において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

（1）「普通集団」

「普通集団」とは、官公庁、会社、工場、組合、同業団体等の集団で保険料をとりまとめて払い込むことができる集団をいいます。

（2）「特別集団」

「特別集団」とは、つぎのいずれかに該当し、かつ、集団で保険料をとりまとめて払い込むことができる集団をいいます。

ア. 預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金の預金者集団

イ. 集団の主たる目的が物品等の購入に際し、信用供与を受けるものである集団

（特約の締結）

第2条 この特約は、普通集団または特別集団において、それぞれの集団に応じて、つぎの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により、当会社の定める主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

（1）普通集団の場合

ア. 普通集団、普通集団の代表者または普通集団に所属する者を保険契約者とする

イ. 普通集団に所属する者が保険契約者であるときは、被保険者を保険契約者本人またはその同居の親族もしくは使用人とし、かつ、保険契約者が10名以上であること

ウ. 普通集団または普通集団の代表者が保険契約者であるときは、被保険者をその普通集団に所属する者またはその同居の親族もしくは使用人とし、かつ、被保険者が10名以上であること

（2）特別集団の場合

ア. 特別集団、特別集団の代表者または特別集団に所属する者を保険契約者とする

イ. 特別集団に所属する者が保険契約者であるときは、被保険者を保険契約者本人またはその同居の親族もしくは使用人とし、かつ、保険契約者が10名以上であること

ウ. 特別集団または特別集団の代表者が保険契約者であるときは、被保険者をその特別集団に所属する者またはその同居の親族もしくは使用人とし、かつ、被保険者が10名以上であること

② 前項第2号の場合、当会社と特別集団取扱契約を締結していることを要します。

③ 普通集団または特別集団を通じて、当会社の定める同一の保険種類につき、第1項の条件を満たすことを要します。

（契約日の特則）

第3条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

③ 前2項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しないことがあります。

（一括保険証券等）

第4条 当会社は、普通集団または特別集団（それぞれの集団の代表者を含みます。以下「普通集団等」といいます。）を保険契約者とする保険契約については、普通集団等に一括保険証券および被保険者名簿を交付して、個々の保険契約に対する保険証券は発行しないことがあります。

② 前項の場合には、当会社は、個々の保険契約に対して被保険者証を発行します。

（保険料の払込方法（回数））

第5条 保険料の払込方法（回数）は、年払、半年払または月払とし、普通集団等を通じて同一とします。

（保険料率）

第6条 この特約による取扱を行う保険契約については、当会社の定める集団保険料率を適用します。

（保険料の払込）

第7条 第2回以後の保険料は、普通集団等がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、普通集団等が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、普通集団等の保険料総額に対する領収証を普通集団等に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

(特約の失効)

第8条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者または被保険者が普通集団等から脱退したとき（第2条（特約の締結）第1項に定める資格に該当しなくなったときを含みます。）
 - (2) 第2条（特約の締結）第1項に規定する人数が10名未満となり、6か月（月払契約の場合は3か月）を経過しても10名以上に復さないとき
 - (3) 当会社と普通集団等との協議により専用集団取扱を廃止したとき
- ② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となります。

(契約者配当金の割当および支払)

第9条 この特約による取扱を行う保険契約については、当会社は、当会社の定める基準により積み立てた契約者配当準備金中から、主約款の契約者配当金の割当に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の割当に関する規定を含みます。）にかかわらず、毎事業年度末に、有効な保険契約に対して、当会社の定める方法により計算した契約者配当金の割当を行います。

- ② 前項の規定により割り当てた契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について、普通集団等ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。
- ③ この特約を付加した主契約が無配当の保険契約である場合には、本条の規定は適用しません。

(協議内容の決定および変更)

第10条 特別集団の場合、つぎの各号の事項については、特別集団取扱契約締結の際、当会社は、保険契約者（特別集団に所属する者を保険契約者とする場合にはその代表者とし、以下本条において同様とします。）と協議のうえ定め、

- (1) 被保険者の加入に関する事項
 - (2) 被保険者の選択に関する事項
 - (3) 被保険者の脱退に関する事項
 - (4) 保険金額等に関する事項
 - (5) 保険期間に関する事項
 - (6) 保険料に関する事項
 - (7) その他必要な事項
- ② 前項の規定により定められた事項については、特別集団取扱契約締結後においても当会社と保険契約者とが協議のうえ、当会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。
- ③ 本条の規定により定められた事項は、契約内容の一部となるものとします。

(主約款の規定の適用)

第11条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款の規定を適用します。

(第1回保険料の払込に関する特則)

第12条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、普通集団等に所属する者に支払う給与から控除したうえで、普通集団等がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（普通集団等と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から普通集団等の口座に振り替えたうえで、普通集団等がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から普通集団等の口座に振り替えた日（普通集団等と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (3) 前2号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- ② 前項の場合、第7条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、当会社が普通集団等ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

集団月払特別取扱特約

平成28年3月1日改正

(特約の締結)

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場、組合、同業団体等の団体で保険料をとりまとめて払い込むことができる団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること（以下「事業保険」といいます。）

(契約日の特則)

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

(保険料の払込方法（回数）および保険料率)

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎの第1号の場合は準団体扱保険料率、第2号の場合は個人扱の保険料率とします。
 - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号の条件を満たすとき
 - (2) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号に該当しなくなった時から3か月を経過しても第2項第1号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

(保険料の振替貸付)

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

(特約の失効)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
- (2) 第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき
- (3) 当会社と団体の代表者との協議により集団月払特別取扱を廃止したとき
- ② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となります。

(契約者配当金の割当および支払)

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

(主約款の規定の適用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

(無配当の保険契約に付加する場合の特則)

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

(第1回保険料の払込に関する特則)

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- ② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
- (1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準当日とします。
 - ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
 - イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
 - (2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
 - ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
 - (3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
 - (4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。
- ③ 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。
- ④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当会社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。
- (2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

団体月払特別取扱特約

平成28年3月1日改正

特約

団体月払特別取扱特約

(特約の締結)

第1条 この特約は、官公庁、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）またはその団体に所属する者（団体から給与または役員報酬の支払を受ける者にかぎりません。以下同様とします。）が保険契約者となり、つぎの各号のいずれかの条件を満たしている場合に、保険契約者の申出により主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

- (1) 団体に所属する者が保険契約者であるときは、その保険契約者が10名以上であること
- (2) 団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者を被保険者とし、かつ、被保険者が10名以上であること（以下「事業保険」といいます。）

(契約日の特則)

第2条 この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める当会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前項に規定する契約日を基準とします。ただし、当会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、当会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ③ 第1項および前項の規定にかかわらず、当会社がとくに認めた場合には、主約款の規定にもとづいて契約日を定め、本条の規定を適用しません。

(保険料の払込方法（回数）および保険料率)

第3条 保険料は毎月払とします。

- ② この特約を付加した保険契約の保険料率は、つぎの第1号または第2号の場合は団体扱保険料率、第3号の場合は準団体扱保険料率、第4号の場合は個人扱の保険料率とします。
 - (1) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号もしくは第2号に規定する人数が20名以上のとき、または、第1条（特約の締結）第1号および第2号に規定する人数を名寄せした上合算して20名以上になるとき
 - (2) 団体の事業所が2つ以上あり、保険料の一括払込が行われない場合で、いずれか1事業所において前号の条件を満たすとき
 - (3) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除いて、第1条（特約の締結）第1号または第2号に規定する人数が10名以上20名未満のとき
 - (4) 5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約を除くと、第1条（特約の締結）第1号および第2号の条件を満たさないとき
- ③ 前項の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ④ 団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過しても第2項第1号または第2号のいずれかに復さないときは、準団体扱保険料率または個人扱の保険料率に変更されます。
- ⑤ 準団体扱保険料率が適用されている保険契約について、第2項第3号の人数が10名未満となった時から3か月を経過しても第2項第3号に復さないときは、個人扱の保険料率に変更されます。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体の代表者がとりまとめて当会社の指定した日までに一括して払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社に払い込んだ時を保険料の払込のあった時とします。

- ② 前項の保険料については、当会社は、団体の保険料総額に対する領収証を団体の代表者に交付し、個々の保険契約者には交付しません。

(保険料の振替貸付)

第5条 主約款の保険料の振替貸付の規定は、この特約の有効期間中は適用しません。

(特約の失効)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者（事業保険の場合は被保険者）が団体から脱退したとき
- (2) 団体扱保険料率が適用されている団体については、第3条（保険料の払込方法（回数）および保険料率）第2項第1号および第2号のいずれにも該当しなくなった時から6か月を経過した時に、第1条（特約の締結）第1号お

よび第2号のいずれの条件も満たしていないとき

- (3) 団体扱保険料率が適用されていない団体については、第1条（特約の締結）各号に規定する人数が10名未満となった時から3か月を経過しても10名以上に復さないとき
 - (4) 当会社と団体の代表者との協議により団体月払特別取扱を廃止したとき
- ② 前項の規定によりこの特約が効力を失った場合には、保険契約は将来に向かって個人扱となり、保険料は個人扱の保険料率に変更されます。

（契約者配当金の割当および支払）

第7条 この特約により取扱を行う保険契約の契約者配当金は、主約款の契約者配当金の支払に関する規定（この特約以外の他の特約が付加されている場合には、その特約条項の契約者配当金の支払に関する規定を含みます。）にしたがって支払います。ただし、支払方法について団体ととくに取り決めがあるときは、その方法によります。

（主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

（無配当の保険契約に付加する場合の特則）

第9条 この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第7条（契約者配当金の割当および支払）の規定は適用しません。

（第1回保険料の払込に関する特則）

第10条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下本条において同様とします。）の払込について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回保険料を、団体に所属する者に支払う給与から控除したうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を控除した日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (2) 第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで、団体の代表者がとりまとめて当会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（団体の代表者と当会社が取り決めた日であることを要します。）に、第1回保険料の払込があったものとします。
 - (3) 第1号および前号以外の場合には、第1回保険料を、当会社または当会社の指定した場所に払い込んだ時に、第1回保険料の払込があったものとします。
- ② 前項の規定および取扱総則規定約款に定める当会社の責任開始期の規定にかかわらず、当会社の承諾を得て締結するつぎの各号の保険契約については、当会社の責任開始期をつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、第2条（契約日の特則）第1項の規定にかかわらず、当会社の契約日は当会社の責任開始の日とします。
- (1) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とします。
 - ア. 保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本条において「追加指定契約」といいます。）
 - イ. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約のうち一部の指定契約を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「部分見直し後契約」といいます。）
 - (2) つぎの保険契約における当会社の責任開始期は、保険契約の申込をした日（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知をした日）の属する月の翌月1日とします。ただし、当会社がとくに認めた場合には、主約款の当会社の責任開始期に関する規定を適用することができます。
 - ア. 保険組立特約条項第2条（特約の締結）により同じ取扱をする指定契約の全部を消滅させ、新たに締結する契約見直し特約条項に定める見直し後契約（以下本条において「全部見直し後契約」といいます。）
 - (3) 追加指定契約、部分見直し後契約または全部見直し後契約（以下本条において「追加指定契約または見直し後契約」といいます。）の第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約または見直し後契約を無効とします。
 - (4) 追加指定契約または見直し後契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 当会社は、追加指定契約または見直し後契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約または見直し後契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

- ③ 第1項および前項の場合、第4条（保険料の払込）第2項の規定を準用します。
- ④ 第1項から前項までの規定にかかわらず、当社が団体の代表者ととくに取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第11条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）第1項の規定は「この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款の規定にかかわらず、主契約の取扱総則規定約款に定める当社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。」と読み替えます。
- (2) 第2条（契約日の特則）第3項、第7条（契約者配当金の割当および支払）および第8条（主約款の規定の適用）中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第5条（保険料の振替貸付）中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

保険料口座振替扱特約

2023年5月1日改正

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結または更新の際もしくは保険料払込期間中に保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

② この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替（保険料相当額を保険契約者の指定口座から会社の口座に振り替えることをいいます。以下同様とします。）の取扱について提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、保険料口座振替を委任すること

(保険料率)

第2条 この特約を付加する月払契約の保険料率は、口座振替扱保険料率とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約が付加された5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険、災害死亡保障付特殊養老保険および医療保障保険（個人型）の各保険契約の保険料率は、個人扱の保険料率とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第3条 保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下この定めた日を「振替日」といいます。）に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。

- ② 前項の振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、保険料は振替日の翌営業日に保険料口座振替により会社に払い込まれるものとします。
- ③ 第1項または第2項の規定により保険料口座振替が行われた場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ④ 第1項または第2項の規定により同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料口座振替を行う場合には、保険契約者は会社に対し、その振替順序を指定できないものとします。
- ⑤ 保険料口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

(繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込)

第4条 会社は、保険契約者からの申出により、つぎの保険料口座振替を会社の定める範囲内で取り扱うことができます。

- (1) 月払契約の場合、繰り返し同一月数分（以下この月数を「振替月数」といいます。）の保険料（保険料払込期間満了までの月数が振替月数に満たないときは、その最終月までの保険料とします。）を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に保険料口座振替により一括して会社に払い込むことができます。
- (2) まだ保険料期間の到来していない保険料（以下「前納保険料」といいます。）の全部または一部を、振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、前条第1項または第2項に規定する保険料と同時に保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
- (3) 前納保険料の全部または一部を、会社の定める日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に、保険料口座振替により会社に払い込むことができます。
- ② 本条の規定による保険料口座振替を行う場合には、主約款の保険料の前納に関する規定および前条第3項から第5項までの規定を準用します。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 第3条（保険料の払込）の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 月払契約の場合には、翌月の振替日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合には、振替日の翌月の応当日（この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日）に再度保険料口座振替を行います。
- ② 前条第1項第1号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、毎月払に変更した上で、前項第1号の規定を適用します。この場合、保険契約者からとくに申出のないかぎり、以後の保険料は毎月払で保険料口座振替を行います。
- ③ 前条第1項第2号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者か

ら前条第1項第2号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行います。ただし、払込期月を過ぎた保険料については、第1項の規定を適用します。

- ④ 前条第1項第3号の規定による保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者から前条第1項第3号の申出がなかったものとして前納保険料の全部または一部について再度保険料口座振替を行います。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定による払込期月を過ぎた保険料の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料口座振替扱に関する諸変更）

- 第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
- ② 第4条（繰返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第1項第1号による取扱を行っている保険契約について、振替月数の変更または毎月払への変更をする場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に申し出てください。
 - ③ 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。この場合、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
 - ④ 提携金融機関が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。
 - ⑤ 会社は、会社または提携金融機関に止むを得ない事情が発生した場合には、振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第7条 つぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が失効したとき
- (3) 保険料の振替貸付が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 保険料の払込方法（経路）を他に変更したとき
- (6) 第1条（特約の適用）第2項の条件を満たさなくなったとき
- (7) 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の場合に該当したとき

（主約款の規定の適用）

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）

第9条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同様とします。）から保険料口座振替を行う場合には、主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日は第1回保険料が指定口座から振り替えられた日とし、その日を契約日とします。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

- (1) 会社の定める団体保険契約の普通保険約款またはこれに付加されている会社の定める特約の規定により、会社の定める同種の個人保険に加入するとき
- (2) 取扱総則規定約款に定める既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則を適用して、会社の定める個人保険に加入するとき
- ② 指定口座から振り替えられるべき第1回保険料については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（保険料の払込）第1項の規定中「払込期月中の会社の定めた日」とあるのは「会社の定めた日」と読み替えます。
 - (2) この特約の第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）、第6条（保険料口座振替扱に関する諸変更）および第7条（特約の消滅）の規定は適用しません。
- ③ 第1回保険料が指定口座から振り替えられるべき日に保険料口座振替できなかったときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
 - (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、保険契約者の申出により、保険組立特約条項に定める追加指定契約（以下本項において「追加指定契約」といいます。）の第1回保険料を保険料口座振替する場合には、つぎの各号のとおり取り扱うものとします。

- (1) 取扱総則規定約款に定める会社の責任開始期の規定にかかわらず、会社の責任開始期は、追加指定契約の申込をした時（被保険者に関する告知前に申込があった場合には、その告知の時。）以後の保険組立特約条項に定める基準応当日とし、責任開始期の属する日を契約日とします。ただし、会社が追加指定契約の申込を承諾した場合にかぎります。
- (2) 追加指定契約の第1回保険料が保険料口座振替できなかったときは、保険契約者は、契約日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、追加指定契約を無効とします。
- (3) 追加指定契約の契約日から第1回保険料が払い込まれるまでは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から第1回保険料を差し引きます。
 - イ. 前ア. の場合、支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込むことを要します。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
 - ウ. 保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その契約日の属する月の翌月末日までに第1回保険料を払い込んでください。この第1回保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - エ. 会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。追加指定契約を解約した場合、解約払戻金はありません。

（ボーナス併用払込方式が適用されている場合の特則）

第10条 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合で、振替日に保険料口座振替不能となったときは、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第1項第1号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

- (1) ボーナス月直前の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の振替日にボーナス月直前の平常月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (2) ボーナス月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、ボーナス月の翌月の振替日にボーナス月の保険料のみの保険料口座振替を行います。この場合、ボーナス月直後の平常月の保険料については、次号の規定を準用します。
 - (3) 第1号以外の平常月の保険料が保険料口座振替不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、払込期月を過ぎた保険料1か月分の保険料口座振替を行います。
- ② 前項の保険料口座振替が指定口座の残高不足により不能となった場合には、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第5項の規定を準用します。
- ③ 保険契約にボーナス併用払込特約が付加されている場合またはボーナス併用払込方式が選択されている場合には、第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）の取扱は行いません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

第11条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、複数の指定契約を1契約として、この特約の規定を準用します。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第12条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険料率）第3項の規定は「第1項の規定にかかわらず、主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款の規定により、保険料の振替貸付を行う場合には、個人扱の保険料率を適用します。」と読み替えます。
- (2) 第3条（保険料の払込）第1項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第4条（繰り返し同一月数分保険料および前納保険料の払込）第2項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (4) 第8条（主約款の規定の適用）および次条中「主約款」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (5) 第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第1項中「主約款（ガン保険については、ガン保険普通保険約款第1条）」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (6) 会社の定める保険料払込免除特約等を主契約に中途付加する際に、会社の定める方法により計算した金額を口座振替により払い込むことができます。この場合、第9条（第1回保険料から保険料口座振替を行う場合の特則）第2項および第4項の規定を準用します。

（契約日の特則）

第13条 保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾し

たときには、つぎのとおり取り扱うことができますものとします。

- (1) この特約による取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

全国支社一覧

(作成月現在)

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
旭川	070-0031	旭川市一条通9- 右 10	0166-23-4024
札幌北	001-0908	札幌市北区新琴似8条1- 1-41	011-709-5526
札幌	060-0002	札幌市中央区北2条西3- 1	011-231-5533
札幌東	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条5- 4-18	011-896-1410
札幌南	005-0003	札幌市南区澄川3条5- 2-13	011-842-1711
札幌西	063-0812	札幌市西区琴似2条7- 2- 3	011-612-5501
小樽	047-0032	小樽市稲穂2- 6- 3	0134-25-7060
函館	040-0011	函館市本町 12- 2	0138-51-8550
青森	030-0861	青森市長島2-25- 1	017-776-2413
八戸	031-0081	八戸市柏崎1-10-12	0178-46-1181
盛岡	020-0878	盛岡市肴町3- 9	019-653-3102
秋田	010-0951	秋田市山王3- 1-12	018-863-8111
石巻	986-0825	石巻市穀町3-15	0225-23-0206
塩釜	985-0021	塩釜市尾島町 16-10	022-363-0527
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町2- 8-15 太陽生命仙台ビル1階	022-225-3111
仙台南	982-0011	仙台市太白区長町5- 1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022-249-3271
山形	990-0039	山形市香澄町2- 2-31 カーニープレイス山形2階	023-632-2761
*新庄	996-0023	新庄市沖の町2- 4 ビーンズ新庄ビル3階・4階	0233-28-0155
郡山	963-8004	郡山市中町1-22 大同生命ビル	024-923-5447
牛久	300-1234	牛久市中央4-24- 2 アルシェビル4階	029-830-8282
水戸	310-0805	水戸市中央1- 2-19	029-227-1101
宇都宮	320-0035	宇都宮市伝馬町2-11	028-634-0121
小山	323-0022	小山市駅東通り2-24-18	0285-22-8441
高崎	370-0824	高崎市田町 57- 1	027-322-5554
熊谷	360-0043	熊谷市星川2-75	048-521-1285
大宮	330-0846	さいたま市大宮区大門町3-42- 5	048-641-3786
所沢	359-1123	所沢市日吉町 18- 1 ARAI-181ビル	04-2922-5191
浦和	330-0063	さいたま市浦和区高砂3- 4- 9	048-829-2921
朝霞	351-0005	朝霞市根岸台5- 3-18	048-463-6099
川越	350-1123	川越市脇田本町 26- 4	049-247-3451
春日部	344-0061	春日部市粕壁2- 8-13	048-754-6560
越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19- 6 越谷ビル6階	048-961-6730
千葉	260-0014	千葉市中央区本千葉町 10- 5	043-222-4121
船橋	273-0005	船橋市本町2-27-25	047-432-2711
市川	272-0021	市川市八幡1-11- 4	047-334-3244
柏	277-0842	柏市末広町6- 3	04-7145-4155

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
松戸	271-0091	松戸市本町1-5 MKビル5階	047-368-1288
小岩	133-0057	江戸川区西小岩1-29-7	03-3671-7581
千住	120-0036	足立区千住仲町19-8	03-3882-7638
青戸	125-0062	葛飾区青戸3-41-8	03-3602-5106
赤羽	115-0045	北区赤羽2-17-4	03-3903-9881
江東	136-0071	江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル7階	03-5836-1568
東京	101-0032	千代田区岩本町2-4-3	03-3862-1821
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-49-4	03-3987-4321
中野	165-0026	中野区新井2-30-5	03-3387-4441
烏山	157-0062	世田谷区南烏山5-17-8	03-3305-6061
大森	143-0016	大田区大森北1-17-4	03-3762-5728
*蒲田	144-0052	大田区蒲田5-24-2 損保ジャパン蒲田ビル5階	03-5480-4035
田無	188-0012	西東京市南町3-25-2	042-461-7609
立川	190-0023	立川市柴崎町3-11-2	042-523-0251
八王子	192-0083	八王子市旭町9-1 八王子スクエアビル	042-642-1741
町田	194-0022	町田市森野1-32-17	042-722-2603
*相模原	252-0143	相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル4階	042-700-0237
登戸	214-0013	川崎市多摩区登戸新町445-1	044-911-4217
川崎	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-24	044-244-1337
横浜北	222-0011	横浜市港北区菊名6-3-14	045-401-1761
横浜	231-0047	横浜市中区羽衣町1-3-1	045-261-8381
*横浜西	241-0821	横浜市旭区二俣川2-50-14 コプレ二俣川オフィス10階	045-273-1042
横須賀	238-0008	横須賀市大滝町1-20-1	046-822-2322
湘南	236-0028	横浜市金沢区洲崎町6-5	045-781-2081
戸塚	244-0002	横浜市戸塚区矢部町17-4	045-871-1101
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町13-2	0466-23-4150
大和	242-0017	大和市大和東3-15-4	046-264-8265
厚木	243-0018	厚木市中町4-16-22	046-222-1178
平塚	254-0042	平塚市明石町1-24	0463-21-2085
小田原	250-0012	小田原市本町1-1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465-24-5681
松本	390-0815	松本市深志2-4-26	0263-36-5291
長野	380-0935	長野市中御所1-16-20	026-268-0227
新潟	950-0088	新潟市中央区万代4-1-11	025-243-3618
富山	930-0007	富山市宝町1-3-14	076-432-1534
金沢	920-0024	金沢市西念2-1-12	076-263-0541
福井	910-0004	福井市宝永2-1	0776-22-6630
沼津	410-0056	沼津市高島町11-13	055-921-5325

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
富士	417-0047	富士市青島町 192- 2 サン・アイ富士ビル2階	0545-52-8761
清水	424-0815	静岡市清水区江尻東2- 1- 5	054-365-2919
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町 11- 4	054-254-2551
*藤枝	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル2階・3階	054-645-7600
浜松	430-0926	浜松市中央区砂山町 353- 8	053-454-2501
豊橋	440-0888	豊橋市駅前大通3-53	0532-54-0515
岡崎	444-0044	岡崎市康生通南2- 3	0564-21-4822
熱田	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2- 2- 4	052-681-8538
春日井	486-0916	春日井市八光町 1-20-2	0568-31-2866
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3- 6-34	052-962-8911
名古屋東	465-0093	名古屋市名東区一社2-25	052-705-3522
名古屋西	453-0054	名古屋市中村区鳥居西通1-13	052-413-2821
一宮	491-0904	一宮市神山1- 4- 6	0586-45-5230
四日市	510-0074	四日市市鷺の森1- 1-18	059-351-1065
津	514-0033	津市丸之内 34- 5 津中央ビル2階・3階	059-229-2881
岐阜	500-8175	岐阜市長住町2-16- 3	058-265-6811
大津	520-0042	大津市島の関2- 2	077-524-1580
京都	600-8099	京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075-361-8111
京都南	612-8362	京都市伏見区西大手町 307-60	075-621-5633
奈良	631-0823	奈良市西大寺国見町1- 3- 7	0742-43-8011
高槻	569-0072	高槻市京口町9- 5	072-671-8815
豊中	561-0884	豊中市岡町北1- 2-17	06-6853-6565
寝屋川	572-0837	寝屋川市早子町 10-21	072-820-2850
大阪	541-0048	大阪市中央区瓦町3- 6- 5 銀泉備後町ビル3階	06-4706-1090
大阪西	551-0002	大阪市大正区三軒家東1-19-14	06-6554-8561
大阪南	558-0013	大阪市住吉区我孫子東1-10- 6	06-6691-3551
大阪東	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-16-27	06-4301-8585
大阪北	532-0023	大阪市淀川区十三東1-10-26	06-6302-7798
布施	577-0056	東大阪市長堂3- 4-24	06-6784-6121
堺	590-0048	堺市堺区一条通16- 1	072-238-3848
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-15	072-952-1410
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町 29-26	072-431-3732
和歌山	640-8331	和歌山市美園町2- 1	073-436-7311
川西	666-0033	川西市栄町 10-16	072-758-1516
尼崎	660-0881	尼崎市昭和通2- 7- 1 ニューアルカイクビル5階	06-6482-7611
西宮	662-0918	西宮市六湛寺町 14- 5	0798-35-5335
神戸	650-0004	神戸市中央区中山手通2- 1- 8	078-391-5401

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
神戸西	654-0024	神戸市須磨区大田町3- 1- 4	078-732-3557
明石	673-0016	明石市松の内2- 8- 3	078-927-0202
姫路	670-0947	姫路市北条 432-14	079-225-2006
岡山	700-0821	岡山市北区中山下1- 2- 3	086-225-1908
倉敷	710-0826	倉敷市老松町2- 7- 2	086-425-7815
松江	690-0006	松江市伊勢宮町 519- 1 松江大同生命ビル5階	0852-22-4380
福山	720-0812	福山市霞町1- 2-11	084-923-2426
呉	737-0045	呉市本通2- 1-23 大同生命呉ビル	0823-24-3390
広島	732-0826	広島市南区松川町1-19	082-262-1141
広島西	733-0812	広島市西区己斐本町2-12-28	082-272-8346
徳山	745-0073	周南市代々木通2-47	0834-21-0787
宇部	755-0042	宇部市松島町 18-10	0836-31-3709
下関	750-0012	下関市観音崎町 12-10	083-223-8266
高松	760-0056	高松市中新町2- 5	087-861-0795
松山	790-0003	松山市三番町6- 8- 1	089-941-2270
徳島	770-0923	徳島市大道1-62 中筋ビル4階	088-626-0151
高知	780-0053	高知市駅前町2-16	088-824-0353
小倉	802-0005	北九州市小倉北区堺町2- 3-20	093-531-1835
八幡	806-0028	北九州市八幡西区熊手2- 3-13	093-631-1731
福岡東	813-0013	福岡市東区香椎駅前2- 1-21	092-672-1911
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-23	092-474-1971
福岡西	814-0021	福岡市早良区荒江3-11-32	092-831-6781
福岡南	812-0879	福岡市博多区銀天町 3-6-21	092-571-3318
久留米	830-0018	久留米市通町8- 6	0942-35-6161
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1- 4- 8	0952-26-7313
佐世保	857-0864	佐世保市戸尾町3- 5	0956-24-2264
長崎	850-0032	長崎市興善町2-31	095-826-5231
熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町 4-3	096-353-1281
大分	870-0034	大分市都町1- 1- 1	097-534-0054
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-12-11	0985-28-1811
鹿児島	892-0844	鹿児島市山之口町 12-14	099-224-3835
那覇	900-0006	那覇市おもろまち1- 3-31 那覇新都心メディアビル 西棟9階	098-941-3313
*コザ	904-0031	沖縄市上地1- 1- 1 コザ・ミュージックタウン	098-931-9134

=MEMO=

太陽生命からのお願い

- つぎのようなときには、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。
 - ・ご転居、住所表示変更などのとき
 - ・名義変更（契約者変更、受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき
- 当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。
 - ※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。
内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。

特に、

1. 給付金・保険金などのお支払いについて
2. 給付金・保険金などをお支払いできない場合について
3. 責任開始期について
4. クーリング・オフ制度について
5. 保険料の払込方法について
6. 払込猶予期間とご契約の効力について
7. 効力を失ったご契約の復活について
8. ご解約と解約払戻金について

などは、ご契約に関してぜひご理解いただきたいことがらです。
わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター



0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

※お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、
あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱いについては、当社
ホームページをご覧ください。

● 「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。



太陽生命保険株式会社

ホームページ <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>
(本社)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

※この冊子と同じ内容をホームページでもご覧になれます。
(表紙に記載されたしおり約款閲覧コードで検索できます。)